

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2025年6月30日
【事業年度】	第23期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	株式会社スターフライヤー
【英訳名】	Star Flyer Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 町田 修
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉南区空港北町6番 北九州空港スターフライヤー本社ビル
【電話番号】	093-555-4500（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 南 聡子
【最寄りの連絡場所】	福岡県北九州市小倉南区空港北町6番 北九州空港スターフライヤー本社ビル
【電話番号】	093-555-4500（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 南 聡子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	18,295	21,131	32,275	40,019	42,900
経常利益又は経常損失() (百万円)	11,356	6,054	704	1,060	1,933
当期純利益 又は当期純損失() (百万円)	10,067	4,986	73	912	1,923
持分法を適用した場合 の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	1,250	1,393	1,892	1,892	1,895
発行済株式総数 (千株)	2,873	3,016	3,516	3,516	3,608
純資産額 (百万円)	6,281	1,357	1,759	3,219	4,293
総資産額 (百万円)	32,769	20,089	21,370	23,553	24,531
1株当たり純資産額 (円)	607.77	2,314.48	1,953.40	1,632.96	1,337.19
1株当たり配当額					
普通株式	-	-	-	-	-
A種優先株式	3,150.70	-	-	-	-
B種優先株式 (1株当たり中間配当額) (円)	630.10	-	-	-	-
(普通株式)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(A種優先株式)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(B種優先株式)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	3,513.61	1,734.98	21.88	260.10	536.66
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	20.66	243.38	508.51
自己資本比率 (%)	19.1	6.7	8.1	13.6	17.4
自己資本利益率 (%)	-	-	4.7	36.8	51.4
株価収益率 (倍)	-	-	115.17	11.18	4.67
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,720	5,229	122	529	5,272
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	520	1,075	159	267	427
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	9,035	5,722	356	2,168	2,648
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	15,584	5,722	5,388	7,852	10,013
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	846 〔-〕	780 〔-〕	710 〔-〕	702 〔-〕	741 〔-〕
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX)	85.0 (142.1)	73.1 (145.0)	76.4 (153.4)	88.2 (216.8)	75.9 (213.4)
最高株価 (円)	3,415	3,140	2,600	3,190	2,890
最低株価 (円)	1,903	2,413	2,211	2,499	2,240

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
- 2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 3 第19期および第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 4 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日以降については東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
- 5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期の期首から適用しており、第20期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社は、2002年12月に神戸市中央区に設立され、2003年5月に株式会社スターフライヤーに社名変更いたしました。

当社設立以後の経緯は、次のとおりであります。

年月	事業の変遷
2002年12月	航空運送事業への新規参入を目的として、兵庫県神戸市中央区に神戸航空株式会社を設立
2003年5月	商号を株式会社スターフライヤーに変更
2003年12月	本社を福岡県北九州市小倉南区（旧北九州空港）に移転、本店移転登記
2005年6月	本社を福岡県北九州市小倉北区に移転、本店移転登記
2005年8月	関東地区営業拠点として東京事務所（現東京支店）開設、支店登記
2005年12月	エアバス社製A320型機（1号機）導入
2006年1月	国土交通省より航空運送事業についての事業許可証を取得
2006年3月	国内線定期便運航開始（北九州 - 羽田線就航）[移転した北九州空港の開港と同時に就航]
2007年6月	全日本空輸株式会社と北九州 - 羽田線共同運航（コードシェア）開始
2007年9月	関西国際空港乗り入れ開始（関西 - 羽田線就航）
2008年8月	貨物運送事業を開始
2008年10月	航空券の予約・受付等のコールセンター業務を主たる事業とする株式会社スターフライヤービジネスサービスを100%子会社として設立
2009年3月	北九州空港における済州航空（韓国）の国際定期旅客便（北九州 - 仁川線）の空港ハンドリング業務（注）を受託
2009年9月	国土交通省よりエアバス社製A320型機の連続式耐空証明を取得
2010年7月	東京支店を東京都大田区（東京国際空港（羽田））に移転、支店登記廃止
2010年11月	本社を福岡県北九州市小倉南区（現北九州空港）に移転、本店移転登記
2010年12月	東京国際空港（羽田）における海外航空会社の国際線旅客ハンドリング業務を主たる事業とする株式会社スターフライヤーフロンティアを100%子会社として設立
2011年2月	羽田空港におけるデルタ航空（米国）の国際定期旅客便（羽田 - デトロイト線等）の空港ハンドリング業務を受託
2011年7月	福岡空港乗り入れ開始（福岡 - 羽田線就航）
2011年12月	東京証券取引所市場第二部へ株式上場
2012年3月	国土交通大臣より指定本邦航空運送事業者に指定
2012年7月	金海国際空港（韓国）乗り入れ開始（北九州 - 釜山線就航）
2012年10月	トレーニングセンター（フルフライトシミュレーター及び客室モックアップ）運用開始
2012年12月	初の自社購入機（エアバス社製A320型機）導入
2013年10月	福岡 - 関西線就航
2014年1月	S F Jメンテナンスセンター（格納庫）使用開始
2014年2月	福岡 - 関西線運休
2014年3月	北九州 - 釜山線運休
2014年3月	福岡 - 中部線就航
2014年10月	山口宇部 - 羽田線就航
2016年10月	株式会社スターフライヤーフロンティア解散
2017年7月	北九州 - 那覇線就航（期間限定）
2018年10月	北九州 - 台北線、中部 - 台北線就航
2020年3月	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い国際線を運休
2020年10月	世界初 空の上でプラネタリウム鑑賞ができる「Starlight Flight produced by MEGASTAR」遊覧フライト運航
2022年3月	日本初 国内線定期便機内ペット同伴フライト「FLY WITH PET!」サービス開始
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第二部からスタンダード市場に移行
2023年7月	新機材エアバスA320neo（JA28MC）運航開始

（注） 空港ハンドリング業務とは、旅客ハンドリング業務及びグランドハンドリング業務を合わせた航空機運航に必要なハンドリング業務全般を指します。

- ・旅客ハンドリング業務：航空旅客への航空券発券、搭乗案内、手荷物預かり等一連の旅客サービス業務
- ・グランドハンドリング業務：航空機の離発着誘導、機体監視、預かり荷物及び貨物搭降載等の地上業務

3【事業の内容】

当社は、既存の航空会社にはない、高品質・高付加価値サービスを提供する「感動のあるエアライン」を目指して設立された新規航空会社であります。2025年3月31日現在、当社グループは、当社および非連結子会社1社（株式会社スターフライヤービジネスサービス）により構成されており、航空運送事業並びにそれに付随する附帯事業を営んでおります。当社事業の概要並びに特徴は以下のとおりであります。

なお、当社は、航空運送事業を主な事業とする単一業種の事業活動を営んでおり、また、経営資源の配分の決定や業績評価は、当社全体で行っております。したがって、事業セグメントは単一であるため、セグメント情報との関連は記載しておりません。

(1) 当社事業の概要

航空運送事業

当社の航空運送事業は、航空機による旅客・貨物運送事業の総称であり、その概要は以下のとおりであります。なお、国際線は全便運休しております。

事業		概要
旅客運送事業	定期旅客運送事業	国内定期便として、以下の路線を運航しております。 北九州 - 羽田線（1日11往復） 関西 - 羽田線（1日4往復） 福岡 - 羽田線（1日8往復） 福岡 - 中部線（1日6往復） 山口宇部 - 羽田線（1日3往復） 国際定期便として、以下の路線を運航しております。（注） 北九州 - 台北（台湾桃園）線（1日1往復） 中部 - 台北（台湾桃園）線（1日1往復） （2025年3月31日現在）
	不定期旅客運送事業	北九州空港を中心に国内外への不定期旅客（チャーター）便を運航しております。
貨物運送事業		定期旅客便の一部を活用して、航空貨物運送を行っております。

（注）国際線は2020年3月より運休しております。

附帯事業

当社の附帯事業は、航空運送事業に付随する業務を総称しており、その概要は以下のとおりであります。

業務	概要
教育・研修業務の受託	当社のサービスノウハウを基にした「おもてなし研修」や「安全研修」をはじめ、格納庫やトレーニングセンターの見学などを実施しております。
広告宣伝業務	当社の運航する航空機の機体並びに機内のタッチパネル式液晶モニター等を活用した広告枠の販売を行っております。
施設貸出業務	当社所有の訓練施設貸出およびフルフライトシミュレーターの操縦体験プランの販売等を行っております。

(2) 当社事業の特徴

当社事業の主な特徴は以下のとおりであります。

安全への取り組み

当社は、安全・安心を提供する航空会社として、日々安全運航に努めております。

安全運航の基本方針をはじめ、安全管理体制など、安全への取り組みをまとめた安全報告書を毎年作成しており、当社のホームページからご覧いただけます。

高品質な顧客サービス

当社は、最上級のホスピタリティを提供できる航空会社をめざし、以下のような顧客サービスを提供しております。(エアバス社製A320neo型機は一部仕様が異なります。)

- ・全ての座席をレザーシートとし、座席数を最大座席数(180席仕様)から約2割減らすことで座席の前後間隔を広くとり、お客様が機内で快適に過ごせる仕様にしております。
- ・電源コンセント、コートフックなどビジネスユーザーを意識した機内装備としております。
- ・座席にタッチパネル式液晶モニターがある航空機(A320型機)には様々な動画コンテンツを取り揃えています。また、座席にタッチパネル式液晶モニターがない航空機(A320neo型機)ではWi-Fiサービスを無料で提供しております。
- ・全座席にヘッドレストやフットレストを装備し、お客様が機内でゆっくりとくつろげるように工夫しております。
- ・当社客室乗務員が選び抜いたドリンクを無料でご提供しております。
- ・航空機及び機内等は、当社コーポレートカラーのひとつである黒を基調とした独自性の高いデザインとなっております。また、制服から機内用品に至るまで当社独自のデザインでコーディネートされ、他の航空会社とは差別化されたブランドの確立を目指しております。
- ・国内線では日本初である機内ペット同伴サービス「FLY WITH PET!」を展開し、ペットオーナーの方も長距離のご旅行をお楽しみいただけます。
- ・株式会社ジャパネットホールディングスと業務提携し、BS10(旧BS Japanext)で放送している番組を座席にタッチパネル式液晶モニターがある航空機(A320型機)でお楽しみいただけます。
- ・スターフライヤー・マイレージプログラム「STAR LINK」のサービスでは、年間搭乗回数に応じてステータスが段階的にランクアップし、ステータス獲得条件を達成されたスターリンク会員のお客様は、ベガ/アルタイルのご優待サービスや特典をご利用いただけます。貯まったマイルはマイル数に応じて、特典航空券・アイテム・提携会社のポイントへ交換可能で、公式アプリでは店舗でご利用いただけるマイルクーポンも配信しております。

運航コストの削減と運航の効率化

当社では、使用する航空機並びにエンジンの種類を限定することで、運航乗務員や整備要員の効率的な体制の実現や整備部品在庫等のコストの削減に努めております。またこれにより整備に係る作業を標準化し、整備時間の短縮化も図ることができるため、1機・1日当たりの運航回数や飛行時間を高水準で維持し、収益性を高めることを実現しております。更に使用する航空機並びにエンジンの種類を限定することは、整備要員の機材整備技量の向上、運航乗務員の運航技量の向上、運航・整備・運送にかかわるスタッフ業務の標準化などにより、安全性の向上に寄与しております。

また、機材の導入にあたっては、中古機ではなく新造機を調達することを基本としており、経年に伴う故障等の発生の極小化を図っております。

更に、燃料消費量及びCO₂排出量が最大20%削減、騒音影響が約50%低減できる、環境にやさしい最新鋭の機材、エアバス社製A320neo型機に順次更新をしております。

こうしたコスト削減並びに効率化によって、低廉な運賃と上記に記載の顧客サービスの充実の両立を図っております。

需要が見込める路線への就航

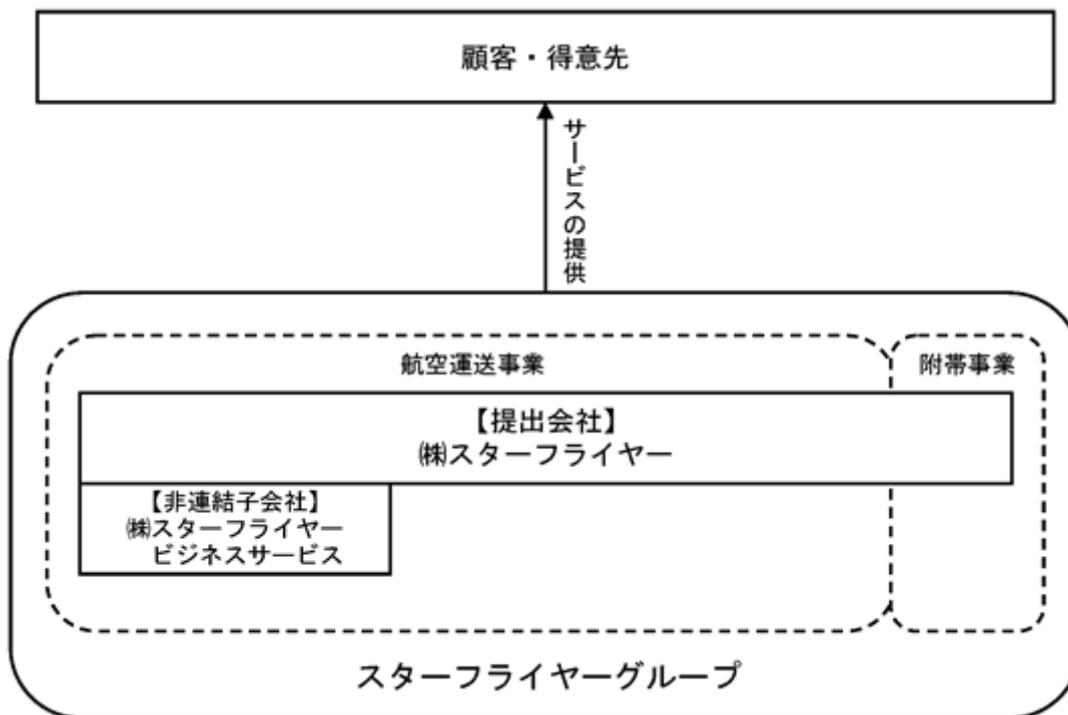
定期旅客運送事業においては、国内5路線のうち4路線は主に東京国際空港（羽田）を発着する定期便を運航しており、ビジネスとレジャー利用双方の面で幅広いお客様にご利用いただけると見込んでおります。今後の需要回復を見据えながら、柔軟な生産体制を構築し、需要喚起へ向けた施策を展開してまいります。特にレジャー利用のお客様の獲得に向けた取り組みとしては、お子様連れのお客様にも安心してご利用いただける「Fly with Smile Kids!」を2022年11月より開始し、北九州 - 羽田線において国内線で日本初となる機内ペット同伴サービス「FLY WITH PET!」を2024年1月より全路線に拡大しました。また“進撃の巨人”や当社の就航17周年と関連した“SEVENTEEN”や“刀剣乱舞”とのコラボレーションを行うなど、様々な分野で提携を行いながら、お客様にお選びいただける施策を展開してきました。今後については、新たに福岡 - 仙台線の新規就航を決定し、2025年10月以降、1日2往復程度の運航を予定しております。また、早朝深夜の時間帯で国際線チャーター便の運航を検討してまいります。

他社との提携

当社では、定期旅客運送事業の国内5路線において、全日本空輸株式会社との共同運航（コードシェア）を行っております。共同運航は、当社座席の一定割合を全日本空輸株式会社に卸売りするものであり、当社営業収入の安定化に寄与するものと考えております。またこれに加えて、当社は、同社の予約販売システムを用いて定期旅客運送事業における航空券の販売を行っております。これにより、全日本空輸株式会社の代理店網を活用した航空券販売が可能となっております。当社の営業未収入金のうち当該事業の販売額は、別途契約のある一部の販売代理店や法人顧客向けのものを除き、全日本空輸株式会社より回収することとなっております。

また、定期旅客運送事業以外にも、貨物運送事業において全日本空輸株式会社との共同運航を行っております。

[事業系統図]



- 1 航空運送事業並びに附帯事業の内容は(1)当事業の概要に記載のとおりであります。
- 2 航空運送事業のうち、株式会社スターフライヤービジネスサービスは主として当社便の予約受付等のコールセンター業務を行っております。

4【関係会社の状況】
該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

当社の事業セグメントは単一であるため、職種別の従業員の状況を示すと次のとおりであります。

2025年3月31日現在

	従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
一般従業員	418	41.2	10	5,128
運航乗務員	120	42.3	8	13,939
客室乗務員	203	32.7	7	3,914
合計又は平均	741	39.0	9.0	6,319

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2 運航乗務員及び客室乗務員には、それぞれ訓練生を含んでおります。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社には、2006年に運航乗務員で結成されたスターフライヤー乗員組合があり、日本乗員組合連絡会議(略称日乗連)に加盟しております。2025年3月31日現在の組合員数は87名であります。

また、2013年に客室乗務員で結成されたスターフライヤー客室乗務員組合があり、2025年3月31日現在の組合員数は97名であります。

さらに、2016年に一般従業員で結成されたスターフライヤーユニオンがあり、航空連合に加盟しております。2025年3月31日現在の組合員数は217名であります。

なお、労使関係について、特記すべき事項はありません。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

2025年3月31日現在

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
28.4	100.0	43.0	43.7	27.9

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。なお、職種により賃金差、男女の構成差があるため差異が大きくなっております。
2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「安全運航」を至上の責務とし、安全・確実な輸送（旅客・貨物）と快適かつ質の高い移動空間・サービスの提供に努め、他社にはない新たな価値を創造し、企業理念である『感動のあるエアライン』を目指してまいります。

企業理念	行動指針
私たちは、 安全運航のもと、 人とその心を大切に、 個性、創造性、ホスピタリティをもって、 『感動のあるエアライン』 であり続けます。	1．安全運航に徹します。 2．コンプライアンスを徹底します。 3．自らの仕事に責任と誇りを持ちます。 4．お客様の視点から発想し、創造します。 5．仲間とともに輝き、ともに挑戦します。 6．感謝の気持ちと謙虚さをもって、 人と社会に接します。

(2) 経営環境および中長期的な会社の経営戦略

航空業界は、為替相場や原油価格の急激な変動、地政学リスク、他の航空会社や新幹線等の交通機関との競争激化等、常に対処すべき課題の多い環境下におかれています。

特に、他の航空会社にはない当社の特徴的な経営方針に対して、LCC（格安航空会社）のみならず大手航空会社も攻勢を強めており、競争環境はますます厳しさを増すと考えられます。

このような状況のなか、当社は、2020年3月期に2020年度から2025年度までのありたい姿として新中期経営戦略を策定しましたが、コロナ禍に伴う経営環境の大きな変化や、お客様のニーズ、生活の変化などへ対応するため、2024年3月期を初年度とする中期経営戦略（2023～2025）「中期経営戦略2025～国内線で経営基盤を確立し、次の飛躍へ～」を策定いたしました。

「中期経営戦略2025」では、目指すものとして、「コロナ禍前水準以上の回復と成長」を掲げ、その達成のために以下に取り組んでおります。

- ・収入拡大による利益創出と財務体質の健全性向上
- ・「THE STARFLYER人財」の育成・採用
- ・ESG経営の推進
- ・新規事業領域の拡大
- ・環境にやさしい航空機（エアバス社製A320neo型機）の導入

現在の中期経営戦略の3カ年はその先の「次の飛躍」への助走期間でもあります。この3カ年で国内線を主体にしっかりと「基盤作り」と「成長への準備」を行ってまいります。

なお、「中期経営戦略2025」の詳細については、以下のページからご覧いただけます。

<https://www.starflyer.jp/starflyer/corporate/mid-term-plan.html>

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(1) サステナビリティに関する考え方

当社では、「私たちは、安全運航のもと、人とその心を大切に、個性、創造性、ホスピタリティをもって、『感動のあるエアライン』であり続けます。」を企業理念に掲げ、これを使命としております。

『感動のあるエアライン』として、あり続けるために、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の要素を経営戦略の重要な柱に据え、事業を通してさまざまな社会課題の解決に取り組んでいきます。加えて、ステークホルダーの皆さまとの対話を通して、サステナブルな社会の実現に貢献するとともに、「人」と「心」を大切に新たな感動を求め続けてまいります。

(2) サステナビリティへの取り組み

ガバナンス

毎月開催される定時取締役会並びに業務執行責任者である執行役員で構成される毎週開催される経営会議において重要課題（マテリアリティ）への取り組み状況を管理しております。なお、当社のコーポレート・ガバナンスに関する詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。

戦略

当社は、8つの重要課題（マテリアリティ）を特定しております。これは、環境・社会・ガバナンスの要素を経営戦略の重要な柱に据え、事業を通してさまざまな課題の解決に取り組んでいくために方向性を明確にすることを目的とするものです。この8つの重要課題（マテリアリティ）は、「環境」「地域社会」「人」「ガバナンス」の4つのカテゴリに分類される、それぞれの具体的な取り組みに落とし込んでいます。これらの活動は、リスクの低減や事業機会の創出に繋がり、当社の成長を実現させるものと考えています。

8つの重要課題（マテリアリティ）

環境： CO 排出量の削減 / 環境負荷低減

地域社会： 地域活性化 / 社会貢献

人： ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン / 人権の尊重

ガバナンス： ガバナンスの強化 / コンプライアンスの強化

・環境

環境にやさしい新型航空機 A 3 2 0 neo型機の導入を順次進めてまいります。

従来の A 3 2 0 ceo型機に比べ、燃料消費量・CO 排出量が最大20%の削減、騒音影響も約50%の低減が見込まれております。また、燃料消費を抑える運航ルートや高度等の計画及び地上駐機中における地上電源活用による燃料消費抑制にも取り組んでおります。

その他、役目を終えた制服・作業服をマテリアルリサイクル事業に提供しております。

・地域社会

地元企業や学校法人等とのコラボレーションに参画するほか、イベントの参加や協賛等により地域とのつながりを深めるべく努めています。

・人

当社は、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンから生まれる豊かな発想を成長戦略の土台と捉え、従業員一人ひとりの個性や成長する意欲を尊重し、個々の能力を最大限に発揮できる企業風土づくりに努めております。当社におけるダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンとは、人種、性別・ジェンダー、年齢、宗教、障がいの有無といったことはもちろんのこと、当社ならではの従業員の経歴・バックグラウンドの多様性や個人のキャリア、ワークライフバランスに対する考え方の多様性等について、受け入れ認めることも含んでおります。

・ガバナンス

取締役会の機能発揮に必要な知識・能力・経験及び多様性の確保に努めております。また、ハラスメント行為の撲滅を目指しパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント等全てのハラスメントを防止するために随時教育と定期的な研修を行い、全ての従業員がハラスメント防止や人権擁護についての理解を深められるよう努めております。ハラスメントを発生させない、見て見ぬふりをしない、許さない企業風土を築いてまいります。

(3) リスク管理

当社は、強靱なガバナンスのもと、発生し得るリスク及び機会を管理しています。航空運送事業という特性から、安全部門、整備部門、運航部門、客室部門等の専門性の高い部門のほか、企画部門、管理部門、営業部門等の間接部門を含む全ての部門において、年に1回気候変動関連を含めたリスクと機会の識別及び評価を実施した上で、抽出された事項について管理しています。

(4) 指標及び目標

当社では、パフォーマンスと理念共感がともに高い「THE STARFLYER人財」を育成・採用し適切な評価をしっかりと行うことで、成長へのサポートを強化しています。

企業の持続的成長のため、性別や国籍、新卒・中途に関係なく、能力や適性を重視する人物本位の人財登用を実施します。スターフライヤーらしい「人財」づくりのための教育訓練体系を構築することや、将来のリーダーを担う中核人財を「実践で成長する」ことをコンセプトとしたプログラムで育成することに取組んでまいります。

多様な人財の活躍を推進し、従業員一人ひとりがそれぞれの能力・特性を最大限発揮できる働き方を可能にするため、フレックス勤務制度やテレワーク制度の導入、及び育児介護休職制度の拡充により、ワークライフバランスを実現できる労働環境を整備しております。

女性の活躍推進として、部長級以上の女性管理職比率30%、男性の育児参画として、育児休業取得率100%及び育児休業取得平均日数20日以上を目標に掲げております。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) リスクマネジメント体制

当社は、企業活動の持続的発展の実現を阻害するリスクに対処するため、日常的にリスクを識別し、社内規程等に従い、損失の危険を回避・予防しております。また、重大なリスクが顕在化したときは、被害を最小限に留めるための適切な措置を講じてまいります。

当社は、「リスク管理規程」を制定し、同規程においてリスクカテゴリごとの責任部署を定め、当社のリスクを統括的に管理しております。

当社におけるリスクマネジメントの中心は、運航の安全の維持・向上です。当社は「安全管理規程」に従い、フライトセーフティレビュー委員会を定期的を開催し、安全管理システム（SMS：Safety Management System）が正しく有効に機能し、安全運航の基本方針である「安全憲章」および「安全運航のための行動指針」が、業務全般にわたり、具体的な安全施策に結びついていることを確認しております。

(2) 航空業界に関連するリスク

航空業界に関連するリスクとして当社が認識しているものは、以下のとおりです。

リスクの内容	当該リスクに対する対応策等
<p>景気動向</p> <p>当社が属する航空業界は、旅客需要等について景気動向等の変動による影響を受けております。景気低迷が長期化する場合には、レジャー需要とともに、企業の出張抑制等により当社の主要顧客であるビジネス旅客が減少する可能性があり、業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>イベントリスク等不確実性の高い要素に大きく影響を受ける状況下において経営を持続させるため、純資産の積み上げを計画的に行っています。</p>
<p>国際情勢の変化</p> <p>国際紛争、大規模なテロ事件および伝染病の流行等が発生した場合、航空需要に大きな影響を及ぼす可能性があります。これらに対応するための保安等の規制強化による利便性の低下も航空需要に影響を及ぼす可能性があります。さらに、これらに関連して航空保険料や保安対策費用等が増加する可能性があり、業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p>	
<p>公租公課</p> <p>航空運送事業に関する公租公課には、着陸料や航行援助施設利用料をはじめとする空港使用料並びに国内線運航に使用する航空機燃料に賦課される航空機燃料税があります。</p> <p>航空機燃料税については2011年4月より2028年3月末まで国による軽減措置が実施されています。このため、当該対象期間における当社事業費が軽減されることとなりますが、今後政策の転換等によって当該軽減措置に変更が生じた場合には当社業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p>	
<p>将来の環境規制</p> <p>当社が属する航空業界は、航空機の騒音、排気、有害物質の使用及び環境汚染等を管理・統制する様々な環境関連法規制の制約を受けております。現在、これらに関する法令遵守等に対して適確に取り組んでおりますが、これらに関する法令遵守又は環境改善のための追加的な義務が求められることとなった場合、関連する費用が当社の事業、業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>環境改善のための追加的な義務が生じた場合は適切に対応し、事業、業績に大きな影響を及ぼさないよう関連各所と連携して対応してまいります。なお、2023年7月と2024年11月に燃料消費量及びCO₂排出量が最大20%削減、騒音影響が約50%低減できる、環境にやさしい最新鋭の機材、エアバス社製A320neo型機を導入しました。</p>

(3) その他の主要なリスク

その他の主要なリスクとして当社が認識しているものは、以下のとおりです。

リスクの内容	当該リスクに対する対応策等
<p>原油価格、為替相場の変動</p> <p>当社の行う航空運送事業は、航空機燃料を使用するため、原油価格変動の影響を受けます。今後の国際的な原油市場の需給バランス、産油国の政情不安および投機資金の原油市場への流入等に伴う原油価格水準の変動によっては、燃料費が増加し、業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>また、航空機賃借料や整備費等の一部費用について、外貨建取引（主としてドル建て）を行っているため、為替相場変動の影響も受ける環境にあり、今後の為替相場に大幅な変動が生じた場合にも、業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>これらの変動リスクをヘッジ（減殺）すべく、航空機燃料関連として商品スワップ取引等、通貨関連として為替予約取引等のデリバティブ取引を行っております。</p> <p>なお、当社では「市場リスク管理に関する規程」を制定し、デリバティブ取引は、市場における相場変動に対するリスクヘッジ目的のみに利用し、投機的な目的では行わない方針を定めております。</p>
<p>限定された機材数と航空事故</p> <p>当社は、当事業年度末現在、航空機11機により運航しております。万が一重大な航空事故が発生した場合は、安全が確認されるまで、当初計画どおりの運航は困難となります。</p> <p>また、他社で重大な航空事故が発生した場合にも、その後の航空需要の低下など、利用者数の減少により当社の事業に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>運航の安全性の維持・向上のため、全社をあげて安全管理システム（SMS）を構築し、管理、推進して有効に機能させております。また自発報告（ヒヤリハット報告）制度をStarflyer Treasure Voice（STV）と称して促進するなどの取り組みにより安全運航に関する意識の更なる醸成を図っております。</p> <p>万が一重大な航空事故が発生した場合、損害賠償、運航機材等の修理・修復等の費用は、主に航空保険にて填補されます。</p>
<p>多頻度運航について</p> <p>当社では、収益性を高めるため、1機・1日当たりの運航回数や飛行時間を高水準で維持することに努めております。</p> <p>しかしながら、天候、安全対応等の様々な要因によって長期間欠航せざるを得ない場合や、航空機に重大な故障が生じた場合、機材の使用水準が当初計画を下回り、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>機材や社内の生産体制を全体最適の観点で調整し、効率的なダイヤを作成するよう、努めております。</p>
<p>航空機を受領計画</p> <p>当社の属する航空業界において、世界のサプライチェーン混乱を受けて航空機やエンジンの製造計画に遅延が生じています。</p> <p>当社におきましても予定している航空機について、受領時期が計画から遅延する可能性があります。</p> <p>また、受領が大幅に遅延した場合、定期便の運航に影響する可能性があります。</p>	<p>航空機メーカーや航空機リース会社とのコミュニケーションにより製造の進捗を確認し、受領が遅延した場合に備えて、現在運用している航空機の重整備を実施する時期を柔軟に調整できるようにしております。</p> <p>また、想定以上に航空機を受領が遅延した場合でも定期便の欠航を回避するための航空ダイヤの設定を行っております。</p>

リスクの内容	当該リスクに対する対応策等
<p>特定航空機材への依存と機齢上昇による整備コスト増加</p> <p>当社では使用する航空機並びにエンジンの種類を限定しており、整備要員の機材整備技量の向上、運航乗務員の運航技量の向上、運航・整備・運送にかかわるスタッフ業務の標準化などにより、安全性の向上に寄与しております。</p> <p>また、運航乗務員や整備要員の効率的な体制、整備部品在庫等のコストの削減にもつながっております。</p> <p>しかしながら、限定しているが故に当該機種・エンジンに係る仕様上の重大な欠陥等が発覚した場合、当社の運航継続について重大な懸念が生じうる可能性があります。過去における同型機の運航実績等を踏まえると、当社が使用している機種等に重大な欠陥等が存在する可能性は低いものと考えておりますが、万が一そのような事態が生じた場合はすみやかに代替できる機材がなく、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>また、現在のところ平均機齢は約8年で、機材の経年に伴い、将来において修繕維持費用が増加する可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>仕様上の重大な欠陥等が発覚するなどの事態が発生した場合には、機体及びエンジンのメーカー等から実施期限を設けた適切な整備プログラムが提供されます。当社はこれに基づき速やかに対応し、運航が継続できないリスクを軽減してまいります。</p> <p>また、経年に関しては、機体メーカーは機材のライフサイクルを考慮した整備プログラムを用意しています。これにより将来発生する整備内容を予測し、整備機会を計画的に設定することによって、一定期間に整備費用が集中することを抑制してまいります。</p>

リスクの内容	当該リスクに対する対応策等
<p>競合について</p> <p>当社はLCC（格安航空会社）を含めた他の航空会社や新幹線等の交通機関と競合関係にあります。また今後当社が新規路線を開設する場合、当該路線にすでに就航している他の航空会社等との競合関係が生じることが想定されます。競合激化に伴い、販売価格が低下しもしくは計画した旅客数が確保できなかった場合は、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>当社では、競合する他の航空会社や新幹線等の交通機関との競合において、適正な価格と旅客動向を見極めつつ、需要喚起やイールドコントロール等を適切に行い、収入機会を確保しております。</p>
<p>特定地域への路線集中と災害リスク</p> <p>当社は、現在、国内線5路線（北九州 - 羽田線、関西 - 羽田線、福岡 - 羽田線、福岡 - 中部線、山口宇部 - 羽田線）および国際線2路線（北九州 - 台北線、中部 - 台北線）を運航しております。なお、国際線は2020年3月より運休しております。</p> <p>就航地域における大規模な地震、台風その他の自然災害等が生じた場合、運航及び経営に大きな影響を及ぼす可能性があります。特に、当社の本部機能が集積している北九州空港または路線が集中している羽田空港が使用不能に陥った場合、運航及び経営に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>特定路線の収入に依存しすぎることのないよう、中長期的な経営戦略において、収益源の多様化を検討し、リスクの分散を図っております。2025年10月より福岡 - 仙台線を就航する予定です。</p> <p>また、大規模な地震など事業継続に大きな影響を及ぼす規模の災害が歴史的に少ない北九州に本社を置き、堅牢なデータセンターにおける安定的なシステム運用などの対策により、事業の継続が瞬時に停止するリスクの低減を図っております。</p>
<p>路線展開に関するリスク</p> <p>当社は、航空機材の導入、運航便数の増加、新たな路線展開により収益拡大を図っていく計画であります。これらが計画どおりに進捗しない場合、将来の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>航空機は発注から受領までに一定の期間を要するため、当初計画していた路線展開が何らかの要因により不調となった場合、特に、空港発着枠を希望どおりに獲得できない場合、路線展開に大きな制約が課せられ、航空機が過剰となり、以後の計画の大幅な見直しが必要となる可能性があります。また、将来的に、羽田空港、福岡空港及び関西国際空港の発着枠の見直し等が生じた場合は、事業計画に大きな影響を受ける可能性があります。</p>	<p>当社では、路線展開について、十分な計画と複数の展開案を検討し、空港発着枠が取得できなかった場合でも検討した代替案に速やかに変更できるようリスク分散を行っております。</p> <p>また、当社は国際および国内チャーターの実績も過去に十分に積んでおり、早朝深夜便運航、臨時便を含め、柔軟な運航体制の構築が可能です。</p>
<p>専門的な人材の確保</p> <p>当社の行う航空運送事業は、運航乗務員、運航管理者および整備士等の専門性を有した資格保持者の確保が必要です。これらの有資格者は、雇用市場が航空業という限られたものであるため、主に同業他社からの転職者となっております。</p> <p>これらの専門性を有した資格保持者の確保が計画どおりにできなかった場合、又はこれらの専門性を有した資格保持者が大勢、何らかの理由により業務に就くことができなくなった場合は、当社の安定的な運航や路線展開に大きな影響を受ける可能性があります。</p>	<p>専門性を有した資格保持者の確保のため、採用・養成計画は常に複数年先を見据えた対応を図っております。</p> <p>運航乗務員については、必要数に応じた採用活動を行っております。今後も運航計画に基づいて、適切に採用を実施し、養成していく方針です。</p> <p>他職種につきましても、資格保持者の養成などにより人材を確保しております。</p>

リスクの内容	当該リスクに対する対応策等
<p>企業文化が維持できないリスク</p> <p>運航乗務員等の専門性を有した資格保持者だけではなく、当社の運営に必要な人材の確保も重要です。景気の拡大や労働人口の減少による人材獲得競争がいつそう激しくなり、人材を確保できない場合は、人件費の上昇の可能性も含め、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>また、当社は、快適かつ質の高い移動空間・サービスの提供に努め、他社にはない新たな価値を創造し、企業理念である『感動のあるエアライン』を目指しております。このような企業理念を堅守する文化が、コストを低く抑えながらも高品質のサービスの提供につながるものと考えております。</p> <p>当社の持続的な成長のために人員の採用を行っておりますが、教育および企業風土や文化の浸透が不足した場合には、この企業文化が薄れ、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>社員の流失防止のため、処遇の改善だけではなく、スターフライヤーの一員としての自覚、帰属意識を醸成することで会社に対するエンゲージメントの強化を図っております。社員研修や全社プロジェクトへの参画等、乗務や専門業務だけでなく「企業理念を体現し一翼を担う社員」であることを自覚する機会の創出につながる取り組みを実施しております。</p> <p>各種社内取り組みへの参画等により社内の意識醸成を進め、企業風土や文化の継承に努めております。</p>
<p>人事・労務に関するリスク</p> <p>当社の従業員の多くは労働組合に所属しており、当社の従業員による集団的なストライキ等の労働争議が発生した場合には、当社の航空機の運航に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>集団的な闘争行為が発生しないよう、日ごろから良好な労使関係を築くようにしております。</p>
<p>特定会社への依存</p> <p>当社は、全日本空輸株式会社との間で以下の取引を行っております。</p> <p>イ) コードシェア協力契約を締結して国内線の共同運航（コードシェア）を行っております。</p> <p>ロ) 予約販売業務請負契約ならびに情報システム利用に関する契約を締結し、国内線の当社航空券の販売ならびに空港ハンドリング業務等について同社の情報システムを用いており、また当社の営業未収入金のうち当該事業の販売額は、別途契約のある一部の販売代理店や法人顧客向けのものを除き、同社より回収することとなっております。</p> <p>ハ) 空港ハンドリング業務のうち一部を同社に委託しております。</p> <p>また、ANAホールディングス株式会社は当社の筆頭株主であり、航空機リース契約を締結しております。</p> <p>このように当社は、航空運送事業において特定会社に依存しております。提携等を解消するような状況となった場合には、運航に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>当該の特定会社とは良好な関係を維持しております。</p> <p>なお、国際線につきましては、2020年3月より運休しておりますが、全日本空輸株式会社とのコードシェアは実施しておらず、旅客システムも別会社のものを使用しております。</p>
<p>情報システムへの依存</p> <p>当社は、予約販売、搭乗手続き及び運航管理等の業務を情報システムにより管理・運用しております。当該システム及び情報システムを支える通信インフラ等に障害が生じた場合には、運航に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>予約販売、搭乗手続き及び運航管理等の基幹業務は全日本空輸株式会社の情報システムを使用しており、同社により様々な障害対策が講じられております。また、当社システムであるWEBサイトや会員管理システム等についてはハードウェアやネットワークを二重化するなどの障害対策を講じております。</p>

リスクの内容	当該リスクに対する対応策等
<p>法的規制</p> <p>当社の行う航空運送事業は、各国との航空協定等の国際協定をはじめ航空法及び関係諸法令による規制を受けており、また、国土交通省航空局による監督を受けております。当該規制に基づき当社は、航空運送事業運営者としての「事業許可証」、各空港における事業運営のための「事業場認定書」及び「業務規程認可書」、並びに運航する全ての航空機に対する「航空機登録証明書」及び「耐空証明書」を国土交通省航空局より交付されております。</p> <p>航空機の安全性を示す「耐空証明書」については、原則1年単位での検査による更新手続きが必要となっているものの、当社の整備体制が継続的に安全性を確保できるものと当局から評価されていることから、現状の整備体制を維持することで有効性が持続する「連続式耐空証明」を維持しております。</p> <p>これらの規制等を遵守できなかった場合には、行政処分により当社の事業活動が制限され、業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>当社では、これらの規制に継続して適合させていくため、適材適所で専門性を有した人材を配置し、安全管理体制並びに品質管理体制を構築しております。なお、当事業年度末現在、許認可等の取消に係る事象はございません。</p>

(主な許認可等の状況)

許認可等の名称	所管官庁	有効期限
事業許可	国土交通省	なし
航空機登録証明	同上	なし
事業場認定	同上	2026年1月
業務規程認可	同上	なし
耐空証明	同上	原則1年 但し、当社は連続式耐空証明を取得しているため有効期限なし

リスクの内容	当該リスクに対する対応策等
<p>顧客情報の取扱い</p> <p>当社は、顧客に関する個人情報を保有しております。不正アクセス等の巧妙化に伴いその対策としてのセキュリティに関する必要コストがさらに増加した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。さらに、何らかの原因により個人情報が漏洩した場合、顧客からの信用不安や社会的信用の低下により、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>当社は、個人情報保護法及び個人情報保護に関する社内規程に基づき、適切な管理・運用を行い情報セキュリティの強化に取り組んでおります。</p> <p>個人情報のデータベースについては、アクセス権限や履歴の管理等を実施しております。また、サイバーセキュリティ対策についても適宜強化を図っており、不測の事態に備え専門事業者賠償保険（サイバーリスク保険）に加入し、情報漏洩時の賠償責任リスクに備えております。</p>
<p>業績の季節変動性について</p> <p>当社が属する航空業界においては、夏季休暇、年末年始休暇、春季休暇に旅客需要が増大する傾向があるため、当社の業績につきましても季節変動が生じる傾向があります。なお、今後の新規路線の就航や就航便数の増加、天候不順等により、当該季節変動とは異なる傾向となる可能性もあります。</p>	<p>当社では季節変動による需要の変化については、業績予想に織り込んでおります。</p> <p>閑散期においては、プロモーションや各種キャンペーンなどを展開し、季節変動を最小限に抑えています。またビジネス需要の取り込みにより、年間を通じての安定的な収入確保に努めております。</p>
<p>当社の財政状態（有利子負債）について</p> <p>当社では現在、航空機を主にオペレーティング・リースにより調達し、財務諸表上はオフバランスとなっております。2025年3月期末における未経過リース料の総額は20,155百万円です。</p> <p>当社はこれまで必要資金を金融機関からの借入れやファイナンス・リースにより調達した結果、2025年3月期末における有利子負債残高が3,128百万円となり、総資産に占める割合が12.8%となっております。このため、今後金融情勢が悪化することで金利負担が増加した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。</p>	<p>各金融機関と良好な関係を維持するよう努めております。</p> <p>当社の業績が好調な時期には、繰上げ返済を行うなど、有利子負債の削減に努めております。</p>
<p>将来の資金調達について</p> <p>当社が事業を今後さらに拡大するためには、継続して航空機の導入等のための資金調達が必要であります。当該資金につきましては、外部からの資金調達（借入れ・リース）もしくは今後の内部留保によって確保する必要がありますが、今後適時に十分な資金を確保できない場合は、新たな路線展開等のビジネスチャンスを活かすことができなくなるため、将来の当社の業績への影響並びに当社事業計画の遅延や変更が生ずる可能性があります。</p>	<p>航空機材の導入に当たっては、複数のリース会社より提案を受けるなどして、幅広い選択肢から妥当なものを選択するようしております。</p>

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当期の経営成績等の概況

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復などにより、緩やかな回復傾向にあります。このような状況のなか、航空需要も上昇基調が継続し、当社におきましても臨時便や国際チャーター便の運航など、収益の拡大に努めた結果、座席利用率は79.6%（前年比2.2ポイント増）と上場以来最高を更新しております。また、航空需要の増加に対応すべく、旧型式のリース機材1機を返還するとともに、従来よりも座席数の多い新型機を導入しました。

(就航路線の状況)

就航路線の状況につきまして、当事業年度末における路線便数は、国内定期便1日当たり5路線32往復64便、国際定期便1日当たり2路線2往復4便であります。

なお、2020年3月より国際定期便を運休しております。

(運航実績)

飛行時間につきましては、前事業年度に比べて臨時便の運航回数が減少したことにより、当事業年度の飛行時間は36,318時間（前期比0.4%減）となりました。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	増減率
運航回数(回)	22,740	22,663	0.3%
飛行距離(千km)	16,929	16,855	0.4%
飛行時間(時間)	36,458	36,318	0.4%

(注) 上記運航実績は、前事業年度の国内線の区間距離を大圏距離に変更しており、当事業年度も大圏距離にて算出しております。

(就航率、定時出発率)

就航率、定時出発率につきましては、社内で継続して就航率・定時性向上プロジェクト(ON TIME FLYER活動)を推進した結果、当事業年度の就航率・定時出発率ともに前事業年度を上回る結果となりました。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	増減
就航率(%)	98.8	99.2	+0.4pt
定時出発率(%)	90.7	92.7	+1.9pt

(輸送実績)

旅客状況につきましては、旧型式のリース機材1機を返還するとともに、従来よりも座席数の多い新型機を1機導入したことにより、自社提供座席キロは1,602百万席・km(前期比0.3%増)となり、旅客数は159万人(前期比3.3%増)、座席利用率は79.6%(前期比2.2ポイント増)となりました。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	増減率
提供座席キロ(百万席・km)	1,598	1,602	+0.3%
有償旅客キロ(百万人・km)	1,237	1,276	+3.1%
座席利用率(%)	77.4	79.6	+2.2pt
有償旅客数(千人)	1,541	1,592	+3.3%

- (注) 1 上記輸送実績には、全日本空輸株式会社への座席販売分を含めておりません。
2 上記輸送実績は、前事業年度の国内線の区間距離を大圏距離に変更しており、当事業年度も大圏距離にて算出しております。
3 有償旅客キロは、路線区間の有償旅客数に区間距離を乗じたものであります。
4 提供座席キロは、路線区間の提供座席数に区間距離を乗じたものであります。

(販売実績)

前事業年度および当事業年度の営業実績の状況は、次のとおりであります。

なお、当社は航空運送事業を主な事業とする単一業種の事業活動を営んでおりますので、提供するサービス別に記載しております。

科目		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
航空運送 事業収入	定期旅客運送収入	39,430	98.5	42,425	98.9
	貨物運送収入	161	0.4	162	0.4
	不定期旅客運送収入	350	0.9	183	0.4
	小計	39,943	99.8	42,771	99.7
附帯事業収入		76	0.2	129	0.3
合計		40,019	100.0	42,900	100.0

- (注) 1 定期旅客運送収入および貨物運送収入には、全日本空輸株式会社への座席販売および貨物輸送分を含めております。
2 主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりです。なお、当該取引の内容は、主にコードシェアによる座席販売および貨物輸送分であります。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
全日本空輸株式会社	14,760	36.9	16,124	37.6

上記により、生産量（提供座席キロ）および有償旅客数は前事業年度と比べ増加し、航空運送事業収入は42,771百万円（前期比7.1%増）となりました。また、附帯事業収入は129百万円（前期比68.7%増）となり、これらの結果として、当事業年度の営業収入は42,900百万円（前期比7.2%増）となりました。

費用面につきましては、定期整備引当金の定期的な見直しの結果、一部について取り崩し出来ることが判明したことで、定期整備引当金繰入額が減少した一方で、前事業年度と比較して、期中は円安水準であったことにより外貨建ての機材費等の増加や人件費等の各種費用が増加しました。

結果として、事業費ならびに販売費及び一般管理費の合計額である営業費用は、41,670百万円（前期比4.4%増）となりました。

これらにより、当事業年度の営業利益は1,230百万円（前事業年度は営業利益90百万円）、経常利益は1,933百万円（前期比82.3%増）、当期純利益は1,923百万円（前期比110.8%増）となりました。

営業利益と経常利益の差異は、営業外収益の為替差益711百万円が主たる要因です。為替差益の主な内容はヘッジを目的とした為替予約に係るものです。

当期の財政状態の概況

当事業年度末の資産合計は24,531百万円となり、前事業年度末に比べ978百万円増加しました。

流動資産合計は920百万円増加しましたが、これは主として、デリバティブ債権が786百万円減少した一方で、現金及び預金が2,155百万円増加したことなどによるものです。固定資産合計は58百万円増加しましたが、これは主として、減価償却による減少があった一方で、繰延税金資産が597百万円増加したことなどによるものです。

当事業年度末の負債合計は20,238百万円となり、前事業年度末に比べ95百万円減少しました。

これは主として、営業未払金が1,115百万円増加、未払法人税等が369百万円増加した一方で、借入金（流動負債および固定負債）およびリース債務（流動負債および固定負債）が返済により2,648百万円減少したことなどによるものです。なお、当事業年度末の有利子負債残高は3,128百万円となりました。

当事業年度末の純資産合計は4,293百万円となり、前事業年度末に比べ1,073百万円増加しました。

これは、デリバティブ取引に係る繰延ヘッジ損益が855百万円減少した一方で、当期純利益の計上により利益剰余金が1,923百万円増加したことなどによるものです。

当期のキャッシュ・フローの概況

当事業年度末における現金及び現金同等物は10,013百万円となり、前事業年度末に比べ2,161百万円の増加（前事業年度は2,463百万円の増加）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、5,272百万円のキャッシュ・インフロー（前事業年度は529百万円のキャッシュ・インフロー）となりました。

これは主として、税引前当期純利益が1,955百万円（前期比84.1%増）、仕入債務の増加が1,115百万円（前期比219.9%増）、減価償却費が753百万円（前期比4.2%減）あったことなどによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、427百万円のキャッシュ・アウトフロー（前事業年度は267百万円のキャッシュ・アウトフロー）となりました。

これは主として、差入保証金の返還による収入が42百万円（前期比76.4%減）あった一方で、有形固定資産の取得による支出が116百万円（前期比3.4%減）および無形固定資産の取得による支出が322百万円（前期比37.4%増）、差入保証金の差入による支出が31百万円（前期比66.9%減）あったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、2,648百万円のキャッシュ・アウトフロー（前事業年度は2,168百万円のキャッシュ・インフロー）となりました。

これは主として、長期借入金の返済による支出が1,802百万円（前期比25.5%増）、短期借入金の純増減額の減少が800百万円（前事業年度は800百万円のキャッシュ・インフロー）、リース債務の返済による支出が46百万円（前期比51.3%減）あったことなどによるものです。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。重要な会計方針については、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しております。財務諸表の作成にあたっては、会計上の見積りを行う必要があり、特に定期整備引当金は、経営者の会計上の見積りの判断が財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすと考えております。

(定期整備引当金)

航空機材の主要な定期整備の支出に備えるため、当事業年度末までに負担すべき将来の整備費用見積額を定期整備引当金として計上しております。

当社は、当事業年度末までの定期整備費用実績額を基礎として、個々の航空機材の整備計画から調達方法(購入またはリース)、リース会社との契約や当該機材の使用状況なども織り込み、将来の整備費用を見積り、定期整備引当金を計上しております。

整備計画は長期にわたることに加え、個々の航空機材の使用状況等により定期整備実施時に必要となる整備費用が変動する場合があります、定期整備引当金の残高に対して過不足が生じる可能性があります。

(収益認識)

当社は、会員顧客向けのマイレージプログラム「STAR LINK」を運営しており、旅客輸送サービス等の利用に応じて付与するマイレージは、将来当社によるサービスを受けるために利用することができます。

付与したマイレージの内、将来顧客が行使することが見込まれる分を履行義務として認識し、顧客がマイレージの利用に際して選択するサービスの構成割合を考慮して独立販売価格を見積り、取引価格はこれらの履行義務に対して独立販売価格の比率に基づいて配分しております。マイレージプログラムの履行義務に配分された取引価格は契約負債として認識し、マイレージの利用に従い収益計上しております。

当該見積りの内容は不確実性が高く、選択するサービスの構成割合が大きく変化した場合は、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産)

当社は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲で繰延税金資産を認識しており、その回収可能性については、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社分類、将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて判断しております。

当該見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な要素である売上高や利益の予測は、今後の市場動向や原油価格、為替相場の変動等の影響を受け、また、不確実性を伴うことから、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を及ぼします。

将来の不確実な経済状況及び当社の経営状況の変化により、当該見積りに重要な影響が生じた場合には、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成に当たり、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しております。

経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当社の財政状態および経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載しております。

資本の財源及び資金の流動性

当事業年度の資金の主要な使途を含むキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 当期のキャッシュ・フローの概況」に記載しております。

当社は、運転資金および設備資金につきましては、事業計画等に照らして、自己資本、銀行からの借入れまたはファイナンス・リース取引により調達しております。

なお、当事業年度末現在における借入金およびリース債務を含む有利子負債の残高は3,128百万円であります。また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は10,013百万円であります。

なお、キャッシュ・フロー関連指標は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
自己資本比率(%)	13.6	17.4
時価ベースの自己資本比率(%)	43.3	36.8
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	10.9	0.6
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	11.1	112.0

(注) 1 自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー / 利払い

2 株式時価総額は、期末株価終値 × 自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しています。

3 有利子負債は貸借対照表に計上されている負債のうち、短期借入金、長期借入金（1年内返済予定を含む）及びリース債務を対象としています。

4 営業キャッシュ・フロー及び利払いは、キャッシュ・フロー計算書に計上されている「営業活動によるキャッシュ・フロー」及び「利息の支払額」を用いています。

5【重要な契約等】

(1) 営業に関する重要な契約

相手方の名称	契約の種類	契約の内容	契約期間・ 契約締結日
Lufthansa Technik AG	航空機装備品整備契約	航空機装備品整備	自 2005年6月 至 2026年12月
Taikoo (Shandong) Aircraft Engineering Company Limited	航空機整備契約	航空機整備	自 2016年3月 至 2019年3月 (自動更新)
全日本空輸株式会社	コードシェア協力契約	全日本空輸株式会社とのコードシェアに関する契約	自 2007年4月 至 2008年3月 (自動更新)
全日本空輸株式会社	予約販売業務請負契約	航空券の精算等に関する契約	自 2006年2月 至 2007年3月 (自動更新)
投資事業有限責任組合IXGS 号	引受契約	A種種類株式及び第4回新株予約権の発行、引受けその他の事項に関する契約	2020年12月25日
アドバンテッジアドバイザーズ株式会社	事業提携契約	業績向上の実現のための両者間の事業提携に関する契約	2021年1月 (注2)
株式会社ジャパネットホールディングス	資本業務提携契約	企業価値向上のための資本業務提携に関する契約	2022年8月 (注2)

(注1) A種種類株式の内容については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

(注2) 期間の定めのない契約のため、契約の効力発生日を記載しております。

(2) 航空機のリース契約

航空機のリース契約については「第3 設備の状況 2 主要な設備の状況 (2) 航空機材」に記載していません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資（有形固定資産および無形固定資産）総額は563百万円となりました。その主なものは、航空機材（航空機予備部品等）およびソフトウェアであります。

なお、当社の事業は航空運送事業を主な事業とする単一業種の事業活動を営んでいるため、セグメント別の記載は行っていません。

2【主要な設備の状況】

(1) 事業所等（航空機材を除く）

当社における主要な設備（事業所等）は次のとおりであります。なお、当社の事業は航空運送事業を主な事業とする単一業種の事業活動を営んでいるため、セグメント別の記載は行っていません。

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)
		建物及び 構築物	機械及び 装置	車両運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	合計	
北九州空港本社ビル (北九州市小倉南区)	本社機能	142	-	-	2	-	261	407	92
北九州空港 (北九州市小倉南区、 京都郡苅田町)	空港業務 設備等	436	48	4	50	237 (8,492)	170	948	413
東京国際空港(羽 田)(東京都大田 区)	空港業務 設備等	55	1	0	9	-	-	66	215

(注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。

2 土地の面積は、小数点以下の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 航空機材

当社における主要な設備（航空機材）は次のとおりであります。

2025年3月31日現在

設備の内容	帳簿価額（百万円）
航空機	3,845
整備部品	149
合計	3,995

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 2025年3月31日において、当社が使用する航空機11機のうち10機はリース契約によるものであります。
3 オペレーティング・リース契約による航空機の概要は次のとおりであります。

機種	機数	契約相手先	年間リース料 （百万円）
エアバス A320型機 および A320neo型機	1	Avolon Aerospace (Hong Kong) Limited	6,079
	1	HINODE AVIATION INVESTMENTS LLC	
	1	DAE 5652 Ireland Limited	
	1	Macquarie Aerospace Finance 5773 Limited	
	1	LAF Leasing Ireland 5 Limited	
	3	ANAホールディングス（株）	
	2	SMBC Aviation Capital Hong Kong 3 Limited	

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当事業年度末現在における重要な設備の計画は次のとおりであります。

重要な設備の新設等

投資の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完成・受領 予定年月
	総額 （百万円）	既支払額 （百万円）			
営業系システム刷新	700	467	増資資金 運転資金	2021年4月から 2026年3月まで	2021年4月から 2026年3月まで
基幹システム移行関連	400	290	増資資金 運転資金	2021年4月から 2026年3月まで	2021年4月から 2026年3月まで
情報システム基盤構築 会計システム等刷新	750	153	増資資金 運転資金	2021年4月から 2026年3月まで	2021年4月から 2026年3月まで
D X 推進	250	23	増資資金 運転資金	2021年4月から 2026年3月まで	2021年4月から 2026年3月まで

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,454,560
A種種類株式	5,500
B種種類株式	2,500
計	11,462,560

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月30日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,600,390	3,780,390	東京証券取引所 スタンダード市場	1単元の株式数は100株 であります。 完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い、当社の標準となる株 式であります。
A種種類株式	5,500	5,500	非上場	1単元の株式数は1株で あります。 また、当該株式には議決 権はありません。
B種種類株式	2,315	2,315	非上場	1単元の株式数は1株で あります。 また、当該株式には議決 権はありません。
計	3,608,205	3,788,205	-	-

(注)1. A種種類株式の内容は以下の通りです。

(1) 剰余金の配当

(イ) A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。)に対し、1.(9)(イ)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、次の1.(1)(ロ)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に各A種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(ロ) A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、1,000,000円(以下「払込金額相当額」という。)に、年率5.0%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2021年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当(1.(1)(二)に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。)が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(ハ) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額(1.(1)(二)に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行わ

れる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(二) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(二)に従い累積したA種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、1.(1)(ロ)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、1.(1)(ロ)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われる日(同日を含む。)まで、年利5.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(二)に従い累積する金額(以下「A種累積未払配当金相当額」という。)については、1.(9)(イ)に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 残余財産の分配

(イ) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、1.(9)(ロ)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び1.(2)(八)に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(イ)においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(ロ) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、1.(2)(イ)のほか、残余財産の分配は行わない。

(ハ) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、1.(1)(ロ)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。)

(3) 金銭を対価とする取得請求権

(イ) 金銭対価取得請求権の内容

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価としてその有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。)ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求日に、A種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、分配可能額を超えてA種種類株主から取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は取得請求される株式数に応じた按分比例の方法により決定する。A種種類株式1株当たりの取得価額は、金銭取得対価請求日における(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額をいう。なお、本1.(3)の取得価額を算出する場合は、1.(1)(二)に定めるA種累積未払配当金相当額の計算及び1.(2)(八)に定めるA種種類株式1株当たりのA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たぬ端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(4) 金銭及び普通株式を対価とする取得請求権

(イ) 金銭及び普通株式対価取得請求権の内容

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、(i)1.(4)(ロ)に定める額の金銭(以下、「請求対象金銭」という。)及び(ii)1.(4)(八)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「金銭及び普通株式対価取得請求」といい、金銭及び普通株式対価取得請求をした日を、以下「金銭及び普通株式対価取得請求日」という。)ができるものとし、当社は、当該金銭及び普通株式対価取得請求に

係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象金銭及び請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(ロ) A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、A種種類株式1株当たりのA種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額に金銭及び普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額(但し、当該額が金銭及び普通株式対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を超える場合には、当該分配可能額と同額とする。)とする。なお、本1.(4)においては、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭及び普通株式対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭及び普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(ハ) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額を、1.(4)(二)及び1.(4)(ホ)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、金銭及び普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(二) 当初取得価額

取得価額は、当初、1,651.9円とする。

(ホ) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式の数}}{\text{分割後発行済普通株式の数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式の数}}{\text{併合後発行済普通株式の数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(ホ)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{aligned} & (\text{発行済普通株式数} \\ & - \text{当社が保有する普通株式の数}) \\ & + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \end{aligned}}{\begin{aligned} & (\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) \\ & + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{aligned}}$$

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。)、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。)、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。)、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b)上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c)取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d)取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

- (e)取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

- (f)本(ホ)に定める取得価額の調整は、A種種類株式と同日付で発行される当社の株式及び新株予約権については適用されないものとする。

(ヘ) 金銭及び普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(ト) 金銭及び普通株式対価取得請求の効力発生

金銭及び普通株式対価取得請求の効力は、金銭及び普通株式対価取得請求に要する書類が1.(4)(ヘ)に記載する金銭及び普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(チ) 普通株式の交付方法

当社は、金銭及び普通株式対価取得請求の効力発生後、当該金銭及び普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

(イ) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、1.(5)(ロ)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式(普通株式対価)」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。)ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式(普通株式対価)を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(ロ) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) A種累積未払配当金相当額及び(iii) A種日割未払優先配当金額の合計額を、1.(5)(ハ)及び1.(5)(ニ)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(ハ) 当初取得価額

取得価額は、当初、1,651.9円とする。

(ニ) 取得価額の調整

取得価額の調整については、1.(5)(ホ)を準用する。

(ホ) 普通株式対価取得請求受付場所

普通株式対価取得請求受付場所については、1.(5)(ヘ)を準用する。

(ヘ) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力発生については、1.(5)(ト)を準用する。

(ト) 普通株式の交付方法

普通株式の交付方法については、1.(5)(チ)を準用する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

当社は、払込期日の5年後の応当日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、金銭対価償還日に先立つ連続する30取引日のVWA Pの平均値を金銭対価償還日における1.(4)(ニ)及び1.(4)(ホ)で定める取得価額で除して算出した数値を乗じて得られる額(但し、当該額がA種種類株式1株当たりの払込金額相当額を下回る場合には、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額とする。)並びにA種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(6)においては、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

(7) 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(8) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(イ) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(ロ) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(ハ) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(9) 優先順位

(イ) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、B種累積未払配当金相当額が第3順位、B種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。

(ロ) A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。

(ハ) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

(10) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(11) 株式の種類ごとの異なる単元株式数の定め及びその理由

当社の普通株式の単元株式数は100株であるのに対し、A種種類株式は当社株主総会における議決権がないため、A種種類株式についての単元株式数は1株とします。

(12) 議決権の有無及びその理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(注) 2. B種種類株式の内容は以下の通りです。

(1) 剰余金の配当

(イ) B種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主(以下「B種種類株主」という。)又はB種種類株式の登録株式質権者(B種種類株主と併せて、以下「B種種類株主等」という。)に対し、2.(8)(イ)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、2.(1)(ロ)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりB種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。)を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(ロ) B種優先配当金の金額

B種優先配当金の額は、1,000,000円(以下「払込金額相当額」という。)に、年率1.0%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2021年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当(2)に定めるB種累積未払配当金相当額の配当を除く。)が行われたときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(ハ) 非参加条項

当社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額(2)に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(ニ) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本(2)に従い累積したB種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、2.(1)(ロ)に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、2.(1)(ロ)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われる日(同日を含む。)まで、年利1.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行う

ものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(二)に従い累積する金額(以下「B種累積未払配当金相当額」という。)については、2.(8)(イ)に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるB種累積未払配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 残余財産の分配

(イ) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、2.(8)(ロ)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び2.(2)(ハ)に定めるB種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「B種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(イ)においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(ロ) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、2.(2)(イ)のほか、残余財産の分配は行わない。

(ハ) 日割未払優先配当金額

B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、2.(1)(ロ)に従い計算されるB種優先配当金相当額とする(以下、B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「B種日割未払優先配当金額」という。)

(3) 金銭を対価とする取得請求権

B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価としてその有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。)ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求日に、B種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、分配可能額を超えてB種種類株主から取得請求があった場合、取得すべきB種種類株式は取得請求される株式数に応じた按分比例の方法により決定する。B種種類株式1株当たりの取得価額は、金銭取得対価請求日における(i)B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)B種累積未払配当金相当額及び(iii)B種日割未払優先配当金額の合計額をいう。なお、本(3)の取得価額を算出する場合は、2.(1)(二)に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び2.(2)(ハ)に定めるB種種類株式1株当たりのB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(4) 普通株式を対価とする取得請求権

(イ) 普通株式対価取得請求権

B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、2.(4)(ロ)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。)ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

(ロ) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i)B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)B種累積未払配当金相当額及び(iii)B種日割未払優先配当金額の合計額を、2.(4)(ハ)及び2.(4)(二)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(ハ) 当初取得価額

取得価額は、当初、2,141円とする。

(二) 取得価額の調整

(a)以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(二)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{matrix} \text{（発行済普通株式数} \\ \text{- 当社が保有する普通株式の数）} \end{matrix} + \frac{\begin{matrix} \text{新たに発行する普通株式の数} \\ \times \text{1株当たり払込金額} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{普通株式1株当たりの時価} \\ \text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{matrix}}$$

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(二)において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(二)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(二)において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(二)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件

で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b)上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c)取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d)取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

- (e)取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

- (f)本(二)に定める取得価額の調整は、B種種類株式と同日付で発行される当社の株式及び新株予約権については適用されないものとする。

(ホ)普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(ヘ)普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が2.(4)(ホ)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(ト)普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(5)金銭を対価とする取得条項

当社は、払込期日の6年後の応当日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(ii)B種種類株式1株当たりの払込金額相当額並びにB種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(5)においては、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法によって、B種種類株主から取得すべきB種種類株式を決定する。

(6) 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(7) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(イ) 当社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(ロ) 当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(ハ) 当社は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(8) 優先順位

(イ) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、B種累積未払配当金相当額が第3順位、B種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。

(ロ) A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。

(ハ) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(10) 株式の種類ごとの異なる単元株式数の定め及びその理由

当社の普通株式の単元株式数は100株であるのに対し、B種種類株式は当社株主総会における議決権がないため、B種種類株式についての単元株式数は1株とします。

(11) 議決権の有無及びその理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(注) 3. 「提出日現在発行数」には、新株予約権行使による普通株式180,000株の増加が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社が会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

発行決議年月日	2020年12月25日
新株予約権の数	8,697個
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) 注1	普通株式 869,700株 (新株予約権1株当たりの割当株式数100株)
新株予約権の払込金額(円)	1個当たり 1,500円
新株予約権の行使期間 注2	2021年3月9日から2026年3月9日まで (上記期間の最終日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日を最終日とし、当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日とする)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額(円) 注3	発行価額 198,230円(1株当たり1,982.3円)
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金	(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要さないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の取得に関する事由	当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。

2025年4月25日付にて1,800個(発行総数に対する行使比率11.90%)が行使され、180,000株の新株が発行されております。

(注)

1. 以下の通り調整される可能性があります。

(1) 注3.の規定に従って、行使価額の調整を行う場合は、割当株式数は次の算式により調整される。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、注3.に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(2) 調整後割当株式の適用開始日は、当該調整事由に係る注3.(3)、(4)、(6)、(7)並びに(9)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(3) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、注3.(3)(ホ)及び(7)(二)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 以下の期間においては、行使請求をすることができません。

(1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）

(2) 振替機関が必要であると認められた日

(3) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中（但し、この場合、当社は、停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。）

3. 以下の条件によって、行使価額が修正又は調整されることがあります。

(1) 2021年9月10日、2022年9月12日及び2023年9月11日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日まで（当日を含む。）の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（以下「修正日価額」という。）が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」とは、1,189.4円とする。但し、下限行使価額は次項以下に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整を受ける。

(2) 当社は、本新株予約権の発行後、本3.(3)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たりの発行又は処分価額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

(3) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 時価（(5)(ロ)に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 普通株式の株式分割をする場合、調整後行使価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日とする。）以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(ホ)上記(イ)乃至(ハ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4)(イ)当社は、本新株予約権の発行後、下記(ロ)に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{行使前調整価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ロ)「特別配当」とは、2026年3月9日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

(ハ)特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(5)その他

(イ)行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ロ)行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、(3)(ホ)の場合は基準日)に先立つ45取引日(以下に定義する。)目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

(ハ)行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に(3)、(4)又は(9)に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、(3)(ホ)の場合には、行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

(ニ)行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(6)当社は、当社が本新株予約権の発行後、(7)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額((7)(ロ)の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、(7)(ハ)の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価(総称して、以下「取得価額等」という。)をいう。)が、(7)において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額とする。)に調整される。但し、(6)による行使価額の調整は、本新株予約権と同日付で発行される当社株式及び当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(7)(6)により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ)当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ロ)当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合調整後行使価額は、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(ハ)当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(ニ)本(7)(イ)及び(ロ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本(7)(イ)及び(ロ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、(3)(ホ)に定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

(8)(3)、(4)及び(7)のうち複数の規定に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。

(9)(3)、(4)及び(7)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

(イ)株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

(ロ)その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(ハ)行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(10)(4)により行使価額の修正を行う場合、又は(2)乃至(9)により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、(3)(ホ)に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由は以下の通りです。

本発行要項及び割当予定先との間で締結される引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金1,500円としております。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額(円)」欄に記載のとおりとし、行使価額は当初、発行決議日前20営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均の90%相当額である1,982.3円としています。

5. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

6. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結した取決めの内容

当社は割当先である投資事業有限責任組合IXGS号(以下「IXGS」といいます。)との間で、2020年12月25日付で、以下の内容を含んだ株式引受契約(以下「本引受契約(A種)」といいます。)を締結しております。

事前承諾事項

当社は、本引受契約(A種)締結日以降、IXGSが保有する当社の普通株式数(IXGSの保有する普通株式の数、IXGSの保有する種類株式の全てにつき当該日において普通株式を対価とする取得請求権が行使されたときに発行される普通株式の数及びIXGSの保有する新株予約権の全てが当該日において行使されたときに発行される普通株式の数の合計数をいう。)の当社の既発行株式数(当社の発行済普通株式の数、発行済の当社の種類株式の全てにつき普通株式を対価とする取得請求権又は取得条項に基づき当該種類株式の取得と引き換えに行われる普通株式の交付が効力を生じたときに発行される普通株式の数及び発行済の当社の新株予約権の全てが当該日において行使されたときに発行される普通株式の数の合計数から、同日における当社の保有する自己株式(普通株式に限る。)の数を控除した数をいう。)に対する割合が10分の1を超える間、本引受契約(A種)に別段の定めのある場合又はIXGSの事前の書面による承諾のある場合を除き、以下に掲げる各行為を行わず又は子会社をして行わせないものとする。但し、当社の運航の安全その他これに類する事業遂行上の緊急の必要性があり、IXGSの事前の書面による承諾を取得していたのではかかる緊急の必要性に対応することができない場合はこの限りではない(但し、この場合においても、当社は、以下に掲げる各行為の後、直ちにIXGSに対し、かかる事業遂行上の緊急の必要性及び当該行為の内容について書面により通知することを要する。)また、IXGSは、本項における事前の書面による承諾を、いかなる場合も不合理に拒絶してはならず、かかる承諾の判断を当社の意向を尊重して行わなければならない。なお、以下の各行為のうち、金額要件を定めた行為については、各個別の行為が、実行時期、行為の目的及び性質その他諸般の事情に照らし、実質的に一つ乃至一連の行為であると合理的に考えられる場合は、各個別の行為の総額をもって金額要件への該当性を判断する。

- (1) 当社の定款、取締役会規則、組織規定、業務分掌規定、関係会社管理規定、その他の重要な内部規則の制定、変更又は廃止
- (2) 当社の株式、新株予約権、新株予約権付社債その他当社の株式に転換可能な一切の権利の発行又は処分(但し、法令等により要求される場合を除く。)
- (3) 自己株式の取得(但し、法令等により要求される場合を除く。)
- (4) 株式若しくは新株予約権の無償割当て、株式分割又は株式併合
- (5) 資本金若しくは準備金の額の変更
- (6) 剰余金の配当(金銭に限られず、中間配当を含む。)その他の処分
- (7) 取締役、監査役及び執行役員員の追加、変更若しくは減少又は処遇変更
- (8) 重要な組織体制の変更
- (9) 当社の航空路線、航空機(その調達方針及び座席数等の仕様を含む。)、人員数、人員配置等の業務体制の重要な変更
- (10) 重要な人事制度の制定又は改廃その他役職員の処遇の重要な変更
- (11) 重要な資産(航空機及びそのエンジンその他の部品、並びに簿価又は取引金額が金5億円以上の資産(コンピュータ・ソフトウェアその他情報システムを含む。)を含む。)の取得、売却、賃貸借、リース、担保権の設定又はその他の処分(以下「取得又は売却等」と総称する。)
- (12) 株式会社以外への組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為
- (13) 事業の全部又は重要な一部の譲渡、賃貸、委任、譲渡、廃止又はその他の処分
- (14) 予算、経営方針、経営計画又は事業計画(いずれも、月次、四半期、年次その他対象期間を問わない。)の決定又は変更
- (15) 第三者の事業の全部又は重要な一部の譲受け、賃借又は受任
- (16) 業務提携又は資本提携の開始、変更又は終了
- (17) 新たな子会社の設立又は子会社の異動を伴う株式の取得若しくは売却等その他の取引
- (18) 新規事業の開始又は事業の終了
- (19) 重要な契約(本件株式引受契約及び取引金額が1億円以上の契約を含む。)の締結、変更又は終了
- (20) ANAHD又はその子会社との契約の締結、変更又は終了
- (21) 金1億円以上の第三者の株式又は持分の取得又は売却等
- (22) 新規の借入れ(通常の業務の範囲内で行われる資金繰りのための既存の当座貸越及びコミットメントラインの使用を除くが、新たな当座貸越、コミットメントラインその他の借入枠の設定を含む。)、保証若しくは担保の提供(以下「借入等」と総称する。)、又は既存の借入等に係る条件の変更(既存の当座貸越及びコミットメントラインに係る条件の変更を含む。)
- (23) 社債の発行
- (24) 投機目的のデリバティブ取引
- (25) 解散、清算又は倒産処理手続開始の申立て
- (26) 重要な訴訟等の提起若しくは手続の開始、和解その他判決によらない終了又は重要な方針の決定
- (27) その他株主総会の特別決議を要する行為

優先引受権

当社は、本引受契約（A種）締結日からIXGSが全ての当社の証券を保有しないこととなる日までの間、第三者に対して、株式等を発行又は処分しようとする場合（但し、当社の役員を割当先とするストック・オプションを発行する場合を除く。）、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分について合意する前に、IXGSに対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとする。IXGSが、当該確認に係る通知以降20営業日以内にかかる引受けを希望する旨を書面で当社に通知した場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、IXGSに対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分するものとする。

金銭対価取得請求の条件

A種種類株式発行要項の規定にかかわらず、本引受契約（A種）上の義務（上記 を含みます。）又は表明及び保証に違反した場合等本引受契約（A種）に定める一定の場合を除き、IXGSは、払込期日からその2年後の応当日までの間は、A種種類株式に係る金銭対価取得請求を行うことはできない。

金銭及び普通株式対価取得請求及び普通株式対価取得請求の条件

A種種類株式発行要項の規定にかかわらず、当社が本引受契約上の義務又は表明及び保証に違反した場合及び割当日において本引受契約（A種）に定める前提条件を満たしていなかったことが判明した場合等本引受契約（A種）に定める一定の場合を除き、IXGSは、払込期日からその6か月後の応当日までの間は、金銭及び普通株式対価取得請求及び普通株式対価取得請求を行うことはできない。また、IXGSは、金銭及び普通株式対価取得請求又は普通株式対価取得請求を行うことにより、当該取得請求の効力発生時点でIXGSが保有することとなる議決権の数が当社の総議決権数（直近で当社が提出済みの有価証券報告書又は第2四半期に係る四半期報告書上に記載された数を用いるものとする。）の半数を超えることとなる場合、当該半数を超える部分については、金銭及び普通株式対価取得請求又は普通株式対価取得請求を行うことはできない。

取得条項の条件

当社は、A種種類株式発行要項に基づき、A種種類株式の取得条項に係る取締役会決議を行う場合、当該取得条項に基づく取得の効力が発生する日（以下「取得条項効力発生日」という。）までにIXGSが金銭及び普通株式対価取得請求を行わないことを当該取得条項に基づくA種種類株式取得の条件としなければならない。また、B種種類株式発行要項の規定にかかわらず、当社は、払込期日からその6年後の応当日又は当社のA種種類株式の発行済種類株式総数が1,000株未満になった日の翌日のいずれか早い日までの間は、金銭を対価とする取得条項に基づくB種種類株式の取得を行うことはできない。

本新株予約権の行使制限

IXGSは、当社が本引受契約上の義務又は表明及び保証に違反した場合（但し、重大な違反に限る。）及び割当日において、本引受契約に定める前提条件を満たしていなかったことが判明した場合を除き、本新株予約権の割当日からその1年後の応当日までの間は、本件新株予約権の行使請求を行うことはできない。また、IXGSは、本新株予約権の行使請求を行うことにより、当該行使請求の効力発生時点でIXGSが保有することとなる議決権の数が当社の総議決権数の半数を超えることとなる場合、当該半数を超える部分については、本新株予約権の行使請求を行うことはできない。

本新株予約権の行使強制

IXGSは、東証終値が、20連続取引日にわたり5,352.5円を上回った場合であって、当社から本新株予約権の行使を要請する旨の書面による通知を受領した日の翌取引日以降のいずれかの期間において適格取引日が20取引日連続したときには、当該20連続適格取引日未日の翌取引日から起算して40適格取引日以内に、残存する全ての本新株予約権を行使しなければならない。なお、「適格取引日」とは、当社がIXGSから受領した当社の未公表の重要事実又はそのおそれのある情報を取得した旨の書面による通知の対象となった情報（かかる情報が金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実と該当しないことが明らかな場合を除く。）であって金融商品取引法第166条第4項又は第167条第4項に定める方法による公表がなされていないものが存しない取引日を意味する。

7. 当社の株券の売買について割当先との間で締結した取決めの内容

該当事項はありません。

8. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間で締結した取決めの内容

該当事項はありません。

9. その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年3月9日 (注)1	A種種類株式 5,500 B種種類株式 2,500	普通株式 2,865,640 A種種類株式 5,500 B種種類株式 2,500	4,000 (A種 2,750) (B種 1,250)	5,250	4,000 (A種 2,750) (B種 1,250)	4,750
2021年3月9日 (注)2	-	普通株式 2,865,640 A種種類株式 5,500 B種種類株式 2,500	4,000	1,250	4,000	750
2022年3月10日 (注)3	普通株式 143,200	普通株式 3,008,840 A種種類株式 5,500 B種種類株式 2,500	143	1,393	143	893
2022年6月28日 (注)3	普通株式 300,600	普通株式 3,309,440 A種種類株式 5,500 B種種類株式 2,500	300	1,693	300	1,193
2022年9月15日 (注)3	普通株式 199,400	普通株式 3,508,840 A種種類株式 5,500 B種種類株式 2,500	199	1,892	199	1,392
2024年5月31日 (注)4	普通株式 89,175 B種種類株式 185	普通株式 3,598,015 A種種類株式 5,500 B種種類株式 2,315				
2024年7月26日 (注)5	普通株式 2,375	普通株式 3,600,390 A種種類株式 5,500 B種種類株式 2,315	3	1,895	3	1,395

(注)1. 2021年3月2日開催の臨時株主総会において、第三者割当を決議し、同年3月9日に割当しております。
払込金額と割当先は以下の通りであります。

A種種類株式 払込金額 5,500,000,000円(1株につき 1,000,000円)
割当先 投資事業有限責任組合 I X G S 号 5,500株
B種種類株式 払込金額 2,315,000,000円(1株につき 1,000,000円)
割当先 ANAホールディングス株式会社 1,500株
TOTO株式会社 250株
株式会社安川電機 250株
株式会社ワールドホールディングス 100株
第一交通産業株式会社 50株

株式会社ハローデイ	50株
株式会社ヤナイ	50株
西日本鉄道株式会社	30株
株式会社九電工	10株
西部瓦斯株式会社 (現 西部ガスホールディングス株式会社)	10株
株式会社サンリブ	10株
シャボン玉石けん株式会社	5株

- 2021年3月9日に第三者割当により増加した資本金について、会社法第447条第1項及び第3項の規定に基づき、4,000,000,000円を減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替えました。また、同様に増加した資本準備金について、会社法第448条第1項及び第3項の規定に基づき、4,000,000,000円を減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替えました。
その結果、同日時点の資本金の額は1,250,027,500円、資本準備金の額は750,027,500円、その他資本剰余金の額は8,263,555,534円となっております。
- 新株予約権の行使による増加であります。
- B種の種類株主による普通株式への転換請求に基づき普通株式が89,175株増加し、発行済株式総数は3,598,015株となっております。また、当該請求に伴い取得し自己株式としたB種種類株式185株は消却いたしました。
- 取締役に対する譲渡制限付株式付与のため新株発行したことによる増加であります。
- 2025年4月25日付にて、新株予約権1,800個が行使され、180,000株の新株が発行されております。

(5) 【所有者別状況】

普通株式の状況

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	8	14	180	10	26	5,505	5,744	-
所有株式数(単元)	266	1,470	510	22,583	383	50	10,694	35,956	4,790
所有株式数の割合(%)	0.74	4.09	1.42	62.81	1.06	0.14	29.74	100.00	-

(注) 自己株式443株は、「個人その他」に4単元、「単元未満株式の状況」に43株含まれております。

A種種類株式の状況

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	1	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	-	-	-	5,500	5,500	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	100.00	100.00	-

B種種類株式の状況

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	12	-	-	-	12	-
所有株式数(単元)	-	-	-	2,315	-	-	-	2,315	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
A N Aホールディングス株式会社	東京都港区東新橋1丁目5番2号	516,200	14.31
株式会社ジャパネットホールディングス	長崎県佐世保市日宇町2781	500,000	13.86
T O T O株式会社	福岡県北九州市小倉北区中島2丁目1番1号	140,250	3.89
宜本興産株式会社	福岡県北九州市若松区南二島2丁目22番11号	105,000	2.91
株式会社エアトリ	東京都港区愛宕2丁目5番1号	103,900	2.88
株式会社安川電機	福岡県北九州市八幡西区黒崎城石2番1号	94,910	2.63
北九州エアターミナル株式会社	福岡県北九州市小倉南区空港北町6番	80,000	2.22
株式会社エアトリインターナショナル	東京都港区愛宕2丁目5番1号	79,500	2.20
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	70,000	1.94
日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地	60,000	1.66
計	-	1,749,760	48.50

(注)発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、当社の発行済株式総数から自己株式443株を除いて算出しており、小数点以下第3位を四捨五入しております。A種種類株式を投資事業有限責任組合IXGS号に対し、B種種類株式をA N Aホールディングス株式会社、T O T O株式会社、株式会社安川電機をはじめ、(4)発行済株式総数、資本金等の推移(注)1に記載の通り計12社に対して、2021年3月2日開催臨時株主総会にて決議し、第三者割当を実施しております。

2024年4月1日付で株式会社エアトリを吸収合併存続会社、完全子会社であった株式会社エアトリインターナショナルを吸収合併消滅会社として合併が行われており、株式会社エアトリインターナショナルは解散しております。

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
ANAホールディングス株式会社	東京都港区新橋1丁目5番2号	5,147	14.32
株式会社ジャパネットホールディングス	長崎県佐世保市日宇町2781	5,000	13.91
TOTO株式会社	福岡県北九州市小倉北区中島2丁目1番1号	1,400	3.89
宜本興産株式会社	福岡県北九州市若松区南二島2丁目22番11号	1,050	2.92
株式会社エアトリ	東京都港区愛宕2丁目5番1号	1,039	2.89
株式会社安川電機	福岡県北九州市八幡西区黒崎城石2番1号	946	2.63
北九州エアターミナル株式会社	福岡県北九州市小倉南区空港北町6番	800	2.23
株式会社エアトリインターナショナル	東京都港区愛宕2丁目5番1号	795	2.21
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	700	1.95
日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地	600	1.67
計	-	17,477	48.61

(注)総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

A種種類株式及びB種種類株式には議決権はありません。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種種類株式 5,500	-	詳細については、(1)株式の総数等に記載のとおりであります。
	B種種類株式 2,315	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,595,200	35,952	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 4,790	-	-
発行済株式総数	3,608,205	-	-
総株主の議決権	-	35,952	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式43株が含まれております。

【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社スターフライヤー	福岡県北九州市小倉南区空港北町6番北九州空港スターフライヤー本社ビル	400	-	400	0.01
計	-	400	-	400	0.01

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受けるものの募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移 転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	443	-	443	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主価値の持続的な向上を目指しており、事業機会を確実に捉えるために必要な株主資本の水準を保持することを原則としております。併せて、当社資本については、事業活動に伴うリスクに備え得る水準の確保が必要であるとと考えております。

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つに位置付けたうえで、経営基盤の強化と安定的な事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定・継続した配当を実施していくことを目指しております。

利益配分については、上記の考え方を踏まえ、事業拡大の進捗状況および毎期の損益状況等を勘案しつつ配当政策を策定してまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めています。剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会です。

普通株式、A種種類株式及びB種種類株式に係る2025年3月期の期末配当につきましては、上記の方針や当期の業績に鑑み、無配とさせていただきます。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保し、取締役会を中心として株主に対する受託者責任及び説明責任を果たすとともに、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることが統治のしくみ(コーポレート・ガバナンス)の要諦であると考え、以下の基本的な考え方に沿ってコーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。

- () 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- () 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、ステークホルダーと適切に協働します。
- () 会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
- () 独立社外取締役が積極的に役割を担う仕組み(「報酬委員会」、「社外役員・代表取締役等との意見交換会」等)を設置し、取締役会による業務執行の監督機能を強化します。
- () 保有する経営資源の効果的活用について株主との間で建設的な対話を行います。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

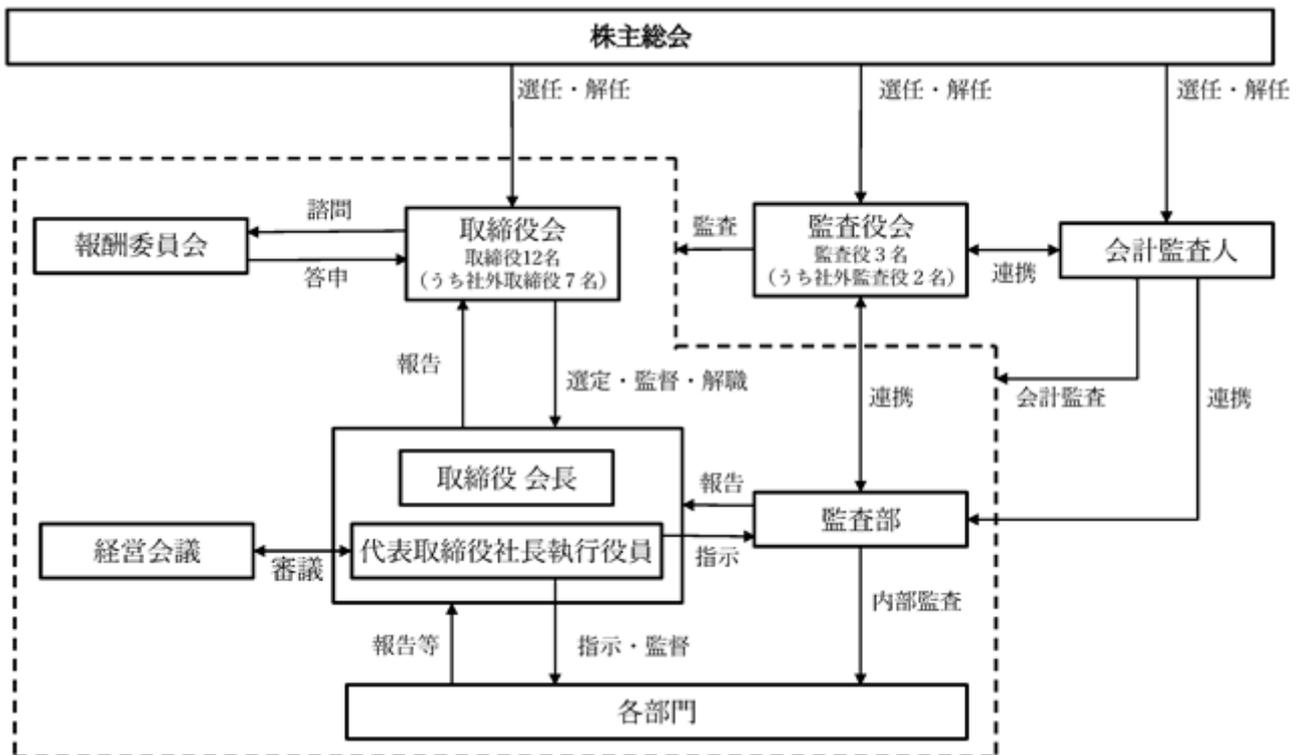
イ 企業統治の体制の概要(会社の機関の内容)

当社の取締役会は、提出日現在、取締役12名(うち社外取締役7名)で構成されております。取締役会は、毎月1回定期的に開催しているほか、必要に応じて開催しており、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況の監督機能を果たしております。また、当社では、業務執行責任者を明確にする観点から、執行役員を任命しております。当該執行役員には、常勤取締役並びに業務執行責任者たる職員が任命されており、当該執行役員で構成される経営会議を原則として週1回開催しております。社長決裁事項のうち重要なものについては、あらかじめ当該経営会議において基本方針等を審議することとしており、あわせて業務全般にわたる情報共有を行っております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役3名のうち、常勤監査役が1名、社外監査役は2名であります。

これらに加え、取締役の報酬等の透明性、妥当性及び客観性を確保することを目的に、取締役会で決定する3名以上の委員(うち過半数は社外取締役)で構成する報酬委員会(会社法第404条第3項に定める報酬委員会ではありません。)を設置し、年1回以上開催することとしております。

当社の機関、経営管理体制及び内部統制の仕組みは以下のとおりであります。



□ 現在の企業統治体制を採用している理由

現在の体制は、取締役会や経営会議の開催状況並びに業務執行責任を負う執行役員の選任状況から、迅速な意思決定がなされる一方、社外取締役並びに社外監査役から経営の執行状況に対する十分な牽制がなされていることから、当社企業価値向上に寄与すると判断し採用しております。

企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムの構築に関する基本方針は、次のとおりであります。なお、本基本方針は、2006年5月に制定され、その後、2015年5月1日開催の取締役会において修正決議を致しました。

A 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社グループは、「安全運航とともにコンプライアンス（法令はもとより、社内規程、企業倫理、社会規範に基づき良識をもって行動すること）を経営の基本とする」としたコンプライアンス規程の精神を役職員の行動の礎とする。
- b. コンプライアンス委員会により、コンプライアンス体制の整備を図るとともに、公正かつ適切な経営の実現に努める。
- c. 経営者直属の内部監査部門である「監査部」は、内部管理体制の適正性・有効性を検証し、適時経営者へ報告を行う。また、「企業倫理ホットライン」（内部通報制度）を設けており、その運用は、当社監査部が所管する。
- d. 当社グループの役職員は、「企業倫理ホットライン」（内部通報制度）により、不正行為等について直接に当社監査部または外部弁護士に対して通報または相談を行うことができる。

B 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程の定めにより、適切に保存・管理する。情報漏洩・不正使用の防止及び情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努める。

C 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 企業活動の持続的発展の実現を阻害するリスクに対処するため、日常的にリスクを認識し、社内規程等に従い、損失の危険を回避・予防する。また、重大なリスクが顕在化したときは、被害を最小限に留めるための適切な措置を講ずる。
- b. 当社グループは、「リスク管理規程」において主要なリスクについて対応規程と主管部門を定め、グループ全体のリスクを統括的に管理する。

D 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 毎月1回開催する定例取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催することにより、重要な業務執行については、十分な審議を経て決定する。
- b. 取締役会による決定を要しない一定の重要な事項については、経営会議（原則として毎週1回開催）において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- c. また、取締役の意思決定に基づく職務執行の効率化を図るため、「組織規程」及び「職務権限規程」により各部門長の業務分担・権限を明確にしている。

E 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、「関係会社管理規程」に従い、グループ各社の事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行わせるとともに、各社の財産並びに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会の承認を受けるものとする。
- b. 当社グループは、「コンプライアンス規程」を制定し、業務の適正性を確保するため当社グループの全ての役職員に周知徹底する。
- c. 当社コンプライアンス委員会は、当社グループを一体的に掌握し活動を行なう。
- d. 当社は、当社グループにおける意思決定、指揮命令系統、権限その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
- e. 子会社の主要な取締役および監査役は当社の関連部門の職員および監査役が兼務していることから、子会社において重要な事象が発生した場合、当社は当該子会社の取締役会を通じて速やかに報告を受ける。
- f. 監査役及び監査部は、当社グループを対象に監査役監査及びグループ内部監査を実施する。

F 財務報告の信頼性を確保するための体制

- a . 当社グループの役職員は、事業運営において財務報告が極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することは、当社グループの社会的な信用の維持・向上に資することを常に認識し、財務報告に係る内部統制の整備・運用に取り組む。
- b . 取締役会及び監査役は、経営者の業務執行を監督する機関でもあることから、経営者による定期的報告を通じて、経営者による内部統制の整備・運用について監視・監督の責任を負う。

G 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役会の求めにより独立性を確保した使用人を任命し、監査役会の指揮命令下に置くこととする。

H 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- a . 取締役及び執行役員は、取締役会、監査役会、その他監査役が出席する重要会議において、必要に応じその業務の執行状況を報告することとしている。
- b . 当社グループにおける重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要事実が発見された場合、所管部門は、直ちに監査役に報告を行う。
- c . 監査役は、上記のほか必要に応じ、当社グループの役職員に対し、業務の報告を求める。

I その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a . 監査役会は、3名の監査役で構成され、その半数以上を社外監査役としている。
- b . 監査役は、「監査役会規則」、「監査役監査基準」に基づき監査役監査を実施する。また、監査役は、必要に応じ、経営者及び各部門長等との情報・意見の交換を行う。
- c . 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときには、速やかに適切な報告を行う。
- d . 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- e . 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- f . 監査役会が独立の外部専門家を顧問とすることを求めた場合、当社は監査役会の職務の執行に必要なと認められる事案を除きその費用を負担する。
- g . 会計監査については、会計監査人である監査法人により、独立した立場から監査業務が執行されるものとする。

J 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない方針を堅持する。また、反社会的勢力による不当な要求に対しては、当社グループ全体で毅然とした対応をとるものとする。

ロ リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理のため、「リスク管理規程」を制定するほか、航空事故等・コンプライアンス違反等を防止するため、リスクの種類に応じて「安全管理規程」、「コンプライアンス規程」等を制定し、リスクマネジメントに努めております。

コンプライアンスにつきましては、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を開催するほか、社員教育等を推進しております。また、コンプライアンス規程に基づき企業倫理ホットライン（内部通報制度）を設けております。内部通報の受付窓口は、社内窓口を当社監査部、社外窓口を当社顧問弁護士とし、通報者に不利益な扱いがないことを保証しております。

このほか、財務報告に係る内部統制の評価につきましては、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」に基づき、内部統制の整備状況及び運用状況の有効性の評価を行っております。

ハ 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び社外監査役に関しましては、会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額又は3百万円のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ニ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。

ホ 取締役に関する定款の定め、株主総会・取締役会決議に関する事項、種類株式に関する事項、利益相反取引に関する事項

定款において取締役の員数を12名以内、その任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする旨を定めております。なお、当社は取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決議を行う旨、及び累積投票によらない旨を定款に定めております。その他、会社法等の法令に従い取締役会、株主総会決議事項を定めております。

また、当社は2021年3月2日開催の臨時株主総会において定款を変更し、A種種類株式及びB種種類株式を発行いたしました。A種種類株式及びB種種類株式の内容については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（1）株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

ヘ 種類株式の発行

当社は、種類株式発行会社であって、株式ごとに異なる数の単元株式数を定めており、普通株式の単元株式数は100株としておりますが、A種種類株式及びB種種類株式は株主総会において議決権を有しないため、単元株式数は1株といたしております。また、普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であります。A種種類株式及びB種種類株式は、当社の自己資本の充実と財務体制の改善及び強化を目的として発行されたものであり、A種種類株主及びB種種類株主は、株主総会において議決権を有していません。

取締役会・監査役会・報酬委員会の活動状況

取締役会及び監査役会は原則毎月1回開催するほか必要に応じて臨時開催します。当事業年度において取締役会を15回、監査役会を16回開催しております。報酬委員会については2回の開催となっております。

個々の取締役及び監査役の出席状況については次のとおりです。

取締役会

区分	氏名	取締役会出席状況
取締役	町田 修	全15回中15回
取締役	橘 一雄	全15回中15回
取締役	古川 秀行	全11回中11回
取締役	湯浅 淳一郎	全11回中11回
社外取締役	横山 美帆	全15回中15回
社外取締役	上山 信一	全15回中13回
社外取締役	小林 建治	全15回中15回
社外取締役	一木 靖司	全15回中14回
社外取締役	荒井 伸	全11回中11回
社外取締役	砂川 浩	全11回中11回
社外取締役	増田 博之	全11回中11回
常勤監査役	木原 真理子	全15回中15回
社外監査役	中平 雅之	全15回中15回
社外監査役	西田 幸生	全10回中9回
社外監査役	鮎川 博明	全5回中5回

(注) 全回数が異なるのは、就任時期の違いによるものです。

取締役会における具体的な検討内容として、当社取締役会規程の付議事項及び報告事項に基づき、法令又は定款に定められた事項、重要な業務に関する事項(経営上の基本方針、設備投資に関する事項、重要な組織・人事に関する事項、重要な規程の制定・改廃、予算に関する事項、ESG経営における重要課題に関する事項等)、その他重要と認められる事項等を決議し、また、中期経営計画の進捗状況、サステナビリティへの取組み、業務執行の状況、監査の状況等につき報告を受け、協議検討行っております。

監査役会

区分	氏名	監査役会出席状況
常勤監査役	木原 真理子	全16回中16回
社外監査役	中平 雅之	全16回中16回
社外監査役	西田 幸生	全11回中11回
社外監査役	鮎川 博明	全5回中5回

(注) 全回数が異なるのは、就任時期の違いによるものです。

監査役会は、監査役3名(うち、社外監査役2名)で構成され、監査計画の策定、監査内容のレビュー、会計監査人の報告に基づく審査、取締役会及び重要な会議への出席、業務監査の実施を通じて取締役の職務の適正性の監査等行っております。

報酬委員会

区分	氏名	報酬委員会出席状況
社外取締役	横山 美帆	全2回中2回
社外取締役	吉岡 雅之	全2回中2回
社外取締役	一木 靖司	全2回中2回

具体的な検討内容

- ・23期役員報酬について

(2) 【 役員 の 状 況 】

役員一覧 男性12名 女性3名 (役員のうち女性の比率20.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 会長	横山 美帆	1970年6月 2日	1993年4月 カーギルジャパン東京支店 入社 2006年12月 カーバルインベスターズPte.Ltd 出向 2017年12月 清水謙法律事務所 代表弁護士 (現職) 2017年12月 (株)ディア・ライフ社外取締役 (現職) 2018年6月 (株)インフォネット社外監査役 (現職) 2021年6月 当社 社外取締役 (現職、2024年7月より当社会長) 2022年3月 (株)日本パワーファスニング 取締役 (監査等委員) (現職) 2022年5月 オープングループ (株) 取締役 (監査等委員) (現職)	(注) 3	-
代表取締役 社長執行役員	町田 修	1964年10月 6日	1987年4月 全日本空輸 (株) 入社 2006年4月 全日本空輸 (株) 米州室 マネージャー ロサンゼルス支店 マネージャー 2011年4月 全日本空輸 (株) 財務部 副部長 2012年6月 スカイネットアジア航空 (株) 常務取締役 2015年4月 A N A ウイングス (株) 取締役 2018年4月 全日本空輸 (株) 香港支店 支店長 2022年6月 当社 代表取締役 社長執行役員 監査部 総務部 人事部 空港客室本部 管掌 2023年6月 当社 代表取締役 社長執行役員 監査部 総務人事部 空港客室本部 管掌 2024年6月 当社 代表取締役 社長執行役員 監査部 経営企画本部 営業本部 管掌 2025年6月 当社 代表取締役 社長執行役員 監査部 空港客室本部 管掌 (現職)	(注) 3	950
常務取締役 執行役員	橘 一雄	1956年2月 25日	1974年4月 全日本空輸 (株) 入社 1992年10月 全日本空輸 (株) 成田空港支店 オペレーション統制部 主席部員 1995年7月 全日本空輸 (株) フライトコントロールセンター 業務担当主席 2001年4月 全日本空輸 (株) ムンバイ支店 支店長 2002年7月 全日本空輸 (株) シンガポール支店 空港所長 2006年4月 全日本空輸 (株) オペレーションコントロールセンター 部長 2012年4月 全日本空輸 (株) 東京空港支店 副支店長 兼 品質管理部長 2019年4月 当社 入社 運送客室本部 参与 2022年4月 当社 経営企画本部 シニアエキスパート 兼 空港客室本部 シニアエキスパート 2023年6月 当社 取締役 執行役員 安全統括管理者 アルコール対策責任者 東京地区 安全推進部 運航本部 整備本部 管掌 2024年6月 当社 取締役 執行役員 安全統括管理者 アルコール対策責任者 安全推進部 運航本部 整備本部 管掌 2025年6月 当社 常務取締役 執行役員 安全統括管理者 アルコール対策責任者 安全推進部 運航本部 管掌 (現職)	(注) 3	475
取締役 執行役員	古川 秀行	1968年10月 6日	1987年4月 全日空整備 (株) 入社 (現 A N A ベースメンテナンステクニクス (株)) 2012年4月 全日空整備 (株) 企画管理部 管理課長 2013年11月 A N A ベースメンテナンステクニクス (株) 伊丹整備部 業務管理課 リーダー 2015年9月 当社 整備本部 企画管理部 担当部長 兼 生産管理課長 2017年4月 当社 整備本部 企画管理部長 2021年4月 当社 総務人事部 副部長 2022年6月 当社 執行役員 人事部長 2023年10月 当社 執行役員 総務人事部長 兼 総務課長 2024年6月 当社 取締役 執行役員 総務人事部 空港客室本部 管掌 2025年6月 当社 取締役 執行役員 総務人事部 整備本部 管掌 (現職)	(注) 3	475
取締役 執行役員	湯浅 淳一郎	1969年10月 31日	2005年4月 当社 入社 2013年5月 当社 経営企画本部 経営戦略部長 2014年4月 当社 運航本部 企画管理部長 2018年4月 当社 営業本部 副本部長 2019年6月 当社 執行役員 営業本部長 2021年4月 当社 執行役員 空港客室本部長 2023年4月 当社 執行役員 新規事業部長 2023年4月 (株) スターフライヤー ビジネスサービス 代表取締役社長 2024年6月 当社 取締役 執行役員 新規事業部長 イノベーション推進部 C X ・ C S 推進室 管掌 2025年6月 当社 取締役 執行役員 営業本部 イノベーション推進本部 管掌 (現職)	(注) 3	475
取締役 執行役員	南 聡子	1973年1月 28日	2005年2月 当社 入社 2013年6月 当社 整備本部 企画管理部 機材計画課長 2019年4月 当社 経営企画本部 財務経理部 シニアマネージャー 2021年4月 当社 経営企画本部 財務経理部長 2022年6月 当社 執行役員 経営企画本部副本部長 兼 財務経理部長 2025年6月 当社 取締役 執行役員 情報取扱責任者 経営企画本部 管掌 (現職)	(注) 3	864

取締役	上山 信一	1957年10月 6日	1980年4月 運輸省(現 国土交通省)入省 1984年7月 外務省 出向 1986年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 日本支社 入社 1992年7月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 日本支社 パートナー 就任 2000年9月 米国 ジョージタウン大学 研究教授 2003年9月 慶應義塾大学 大学院 政策・メディア研究科 特別研究教授 2007年3月 慶應義塾大学 総合政策学部 教授 2010年6月 (株)麻生 社外監査役(現職) 2012年1月 (株)アスコエパートナーズ 監査役(現職) 2019年6月 (株)マイスターエンジニアリング 社外取締役(現職) 2020年8月 アドバンテッジアドバイザーズ(株) 顧問(現職) 2021年3月 当社 社外取締役(現職) 2022年5月 (株)平和堂 社外取締役(現職) 2023年4月 大学院大学 至善館 特命教授(現職) 2023年4月 慶應義塾大学 名誉教授(現職) 2025年4月 Z E N大学副学長・教授(現職)	(注)3	-
取締役	小林 建治	1978年12月 11日	2003年10月 野村證券(株) 入社 2004年8月 Z S アソシエイツ 入社 2011年1月 ポストンコンサルティンググループ 入社 2017年7月 ポストンコンサルティンググループ プリンシパル 2020年8月 (株)アドバンテッジパートナーズ 入社 アドバンテッジアドバイザーズ(株) 出向 アドバンテッジアドバイザーズ(株) ディレクター 2021年3月 当社 社外取締役(現職) 2022年11月 (株)コシダカホールディングス 社外取締役(現職) 2023年1月 アドバンテッジアドバイザーズ(株) プリンシパル(現職)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	一木 靖司	1968年3月9日	1990年3月 (株)安川電機製作所(現(株)安川電機)入社 1998年3月 英国安川電機 出向 2002年2月 欧州安川電機 出向 2014年3月 (株)安川電機 経営企画室 経営企画グループ長 2014年7月 YASKAWA Europe Technology 取締役(現職) 2017年3月 (株)安川電機 経営企画本部 経営企画部長 2020年7月 (株)アイキューブデジタル 社外取締役(現職) 2021年3月 (株)安川電機 執行役員 経営企画本部 経営企画部長 2021年6月 当社 社外取締役(現職) 2024年3月 (株)安川電機 上席執行役員 経営企画本部長(現職)	(注)3	-
取締役	荒井 伸	1957年3月3日	1980年4月 運輸省(現 国土交通省)入省 1994年7月 運輸省大臣官房文書課企画官(航空局併任) 2009年7月 国土交通省東京航空局長 2010年10月 中国運輸局長 2012年6月 成田国際空港(株)常勤監査役 2014年10月 西日本鉄道(株)国際物流事業本部 顧問 2017年6月 (株)NAAファシリティーズ 代表取締役社長 2022年6月 (株)NAAファシリティーズ 取締役相談役 2024年6月 (株)NAAファシリティーズ 顧問(現職) 2024年6月 当社 社外取締役(現職)	(注)3	-
取締役	砂川 浩	1965年7月5日	1988年4月 東陶機器(株)(現 TOTO(株))入社 2014年4月 TOTO(株)中部支社 企画部長 2017年4月 TOTO(株)信越支社 次長 2020年4月 TOTO(株)総務本部長 2021年4月 TOTO(株)総務本部長 兼 総務部長 2022年4月 TOTO(株)総務本部長 兼 安全衛生統括室長 2024年4月 TOTO(株)執行役員 総務本部長(現職) 2024年6月 当社 社外取締役(現職)	(注)3	-
取締役	増田 博之	1975年11月30日	1998年4月 全日本空輸(株)入社 2022年4月 ANAX(株)出向 総務人事部長 兼 人事チームリーダー 2023年4月 ANAホールディングス(株)出向 グループ経営戦略室経営企画部 担当部長 2024年4月 ANAホールディングス(株)出向 グループ経営戦略室 経営企画部 部長(現職) 2024年6月 当社 社外取締役(現職)	(注)3	-
監査役 (常勤)	木原 真理子	1958年11月19日	1981年5月 全日本空輸(株)入社 2000年4月 全日本空輸(株) 客室本部 東京客室部 キャビンマネジャー 2003年4月 全日本空輸(株) 客室本部 品質企画部 主席部員 2007年4月 全日本空輸(株) 客室本部 成田客室部 客室乗務課リーダー 2009年4月 全日本空輸(株) 客室センター 客室乗務部長 2011年4月 (株)エアージャパン 客室部長 2012年11月 全日本空輸(株) 安全推進センター 副センター長 2018年4月 ANAウイングス(株) 常務取締役 安全統括管理者 2023年4月 (公社)日本航空技術協会 講師 2023年6月 当社 監査役(現職)	(注)4	-
監査役	中平 雅之	1960年8月16日	1983年4月 (株)福岡銀行 入社 1998年7月 (株)福岡銀行 ニューヨーク支店 次長 2002年10月 (株)福岡銀行 二島支店長 2010年4月 (株)福岡銀行 本店営業部 リテール営業部長 2011年1月 (学)九州学園 福岡国際大学 教授 2015年5月 第一交通産業(株) 執行役員 業務監査室部長 2015年6月 第一交通産業(株) 取締役 業務監査室長 コンプライアンス担当 2016年6月 当社 監査役(現職) 2023年4月 第一交通産業(株)取締役(現職) 2024年4月 (株)ギラヴァンツ北九州 社外取締役(現職)	(注)4	-
監査役	鮎川 典明	1961年3月25日	1980年4月 北九州市 入職 2015年4月 北九州市 総務局 総務部長 2017年4月 北九州市 小倉北区長 2019年4月 北九州市 産業経済局長 2021年6月 (公財)北九州産業学術推進機構 専務理事 2022年4月 (学)福原学園 理事(現職) 2022年6月 北九州エアターミナル(株) 代表取締役社長(現職) 2023年6月 北九州銀行(株) 取締役監査等委員(現職) 2024年12月 当社 監査役(現職)	(注)4	-
計					3,239

- (注) 1. 取締役 横山美帆氏、上山信一氏、小林建治氏、一木靖司氏、荒井伸氏、砂川浩氏及び増田博之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 中平雅之氏及び鮎川典明氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役 木原真理子氏、中平雅之氏及び鮎川典明氏の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 取締役 南聡子氏の所有株式数は、役員就任前に加入していたスターフライヤー従業員持株会における2025年5月31日現在の実質所有株式数を記載しております。
6. 当社は、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
青木 幸浩	1962年6月27日	1981年4月 北九州市 入職 2018年4月 北九州市 港湾空港局 開発担当部長 2021年4月 北九州市 技術監理局長 2023年4月 北九州市 総務局内部統制推進担当部長 2024年6月 北九州埠頭(株) 代表取締役社長(現職)	(注)	-

(注) 補欠監査役が監査役に選任された場合の任期は、退任した監査役の残任期間となります。

社外役員の状況

イ 社外取締役および社外監査役の状況並びに各社外役員と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役は、横山美帆氏(清水謙法律事務所 代表弁護士、(株)ディア・ライフ 社外取締役、(株)インフォネット 社外監査役、(株)日本パワーファスニング 取締役(監査等委員)、オープングループ(株) 取締役(監査等委員)、上山信一氏((株)平和堂 社外取締役、(株)マイスターエンジニアリング 社外取締役、(株)アスコエパートナーズ 監査役、(株)麻生 社外監査役、アドバンテッジアドバイザーズ(株)顧問)、小林建治氏(アドバンテッジアドバイザーズ(株)プリンシパル、(株)コシダカホールディングス 社外取締役)、一木靖司氏((株)安川電機 上席執行役員 経営企画本部長、YASKAWA Europe Technology 取締役、(株)アイキューブデジタル 社外取締役)、荒井伸氏((株)NAAファシリティーズ 顧問)、砂川浩氏(TOTO(株)執行役員 総務本部長)及び増田博之氏(ANAホールディングス(株)グループ経営戦略室経営企画部 部長)の7名であり、当社との間には特筆すべき利害関係はありません。

横山美帆氏が代表弁護士を務める清水謙法律事務所、同氏が社外取締役を務める(株)ディア・ライフ、取締役(監査等委員)を務める(株)日本パワーファスニング、オープングループ(株)及び同氏が社外監査役を務める(株)インフォネットと当社との間には特筆すべき営業上の取引関係はありません。

上山信一氏が社外監査役を務める(株)麻生、同氏が監査役を務める(株)アスコエパートナーズ及び同氏が社外取締役を務める(株)マイスターエンジニアリング、(株)平和堂と当社との間には特筆すべき営業上の取引関係はありません。当社は、同氏が顧問を務めるアドバンテッジアドバイザーズ(株)傘下のファンドより出資を受けており、かつ、事業提携契約を締結しております。

小林建治氏が社外取締役を務める(株)コシダカホールディングスと当社との間には特筆すべき営業上の取引関係はありません。当社は、同氏がプリンシパルを務めるアドバンテッジアドバイザーズ(株)傘下のファンドより出資を受けており、かつ、事業提携契約を締結しております。

一木靖司氏が上席執行役員 経営企画本部長を務める(株)安川電機は、当社の株主であり発行済普通株式総数の2.63%を保有しており、当社とは航空券売買の取引があります。また、同氏が取締役を務めるYASKAWA Europe Technology、同氏が社外取締役を務める(株)アイキューブデジタルと当社との間には特筆すべき営業上の取引関係はありません。

荒井伸氏が顧問を務める(株)NAAファシリティーズと当社との間には特筆すべき営業上の取引関係はありません。

砂川浩氏が執行役員 総務本部長を務めるTOTO(株)は、当社の株主であり発行済普通株式総数の3.89%を保有しており、当社とは航空券売買の取引があります。

増田博之氏がグループ経営戦略室 経営企画部 部長を務めるANAホールディングス(株)は、当社の株主であり発行済普通株式総数の14.31%を保有しております。また、ANAホールディングス(株)傘下の全日本空輸(株)は当社との間でコードシェア協力や予約システム使用に関わる取引等があります。

なお、所有する当社株式の数は、横山美帆氏、上山信一氏、小林建治氏、一木靖司氏、荒井伸氏、砂川浩氏および増田博之氏の各氏共に0株であります。

一方、社外監査役は、中平雅之氏(第一交通産業(株)取締役、(株)ギラヴァンツ北九州 社外取締役)および鮎川典明氏(北九州エアターミナル(株)代表取締役社長、北九州銀行(株)取締役監査等委員)の2名であり、当社との間には特筆すべき利害関係はありません。

中平雅之氏が取締役を務める第一交通産業（株）は、当社の株主であり発行済普通株式総数の0.74%を保有しておりますが、当社との間には特筆すべき営業上の取引関係はありません。

鮎川典明氏が代表取締役社長を務める北九州エアターミナル（株）と当社との間には本社等建物の賃貸借取引があります。また、同氏が取締役監査等委員を務める北九州銀行（株）と当社との間には借入等の取引があります。

なお、所有する当社株式の数は、中平雅之氏及び鮎川典明氏共に0株であります。

社外取締役および社外監査役は、当社の経営全般にわたり、豊富な経験と幅広い見識から適切な意見やアドバイスをさせていただく事により、当社経営のチェック機能を果たしております。

また、社外監査役は、他の監査役とともに内部統制部門並びに監査法人と、必要に応じて適宜情報連絡や意見交換等を通じて連携をとり、監査の充実を図っております。

ロ 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準又は方針

当社は、持続的な企業価値向上の観点から経営の意思決定の適切性と迅速性の向上及び経営の健全性の確保を図るため、当社における社外取締役及び社外監査役を独立役員として認定する独立性基準を定めております。

（社外役員の独立性に関する基準）

- 1．現に当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という）の役員（注1）および使用人ではなく過去においても当社グループの役員及び使用人でないこと。
- 2．当社グループの主要な取引先（注2）、または当社グループを主要な取引先とする者又はその役員及び使用人でないこと。
- 3．当社の大株主（注3）又はその役員および使用人でないこと。
- 4．当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している借入先において勤務経験がある者でないこと。
- 5．当社の主幹事証券において勤務経験がある者でないこと。
- 6．当社の監査法人において勤務経験がある者でないこと。
- 7．当社グループから多額（注4）の金銭その他の財産を受取り、専門的なサービス等を提供する者又はその役員及び使用人でないこと。
- 8．二親等内の近親者が当社グループに部長職以上として勤務する者でないこと。

注1：「役員」とは、取締役、監査役をいう。

注2：「主要な取引先」とは、直前会計年度において当社グループとの取引金額が当該取引先の連結売上高の2%を超える取引先をいう。

注3：「大株主」とは、過去5年間のいずれかの会計年度において、総議決権の10%以上の議決権を保有する者または保有する企業等をいう。

注4：「多額」とは、過去5年間いずれかの会計年度において、専門的なサービスの報酬又は業務・取引の対価等が1,000万円を超えることをいう。

上記の基準に基づき、当社は、横山美帆氏、一木靖司氏、荒井伸氏、砂川浩氏及び中平雅之氏及の5名を、それぞれ独立性を有するものと考え、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

ハ 社外取締役及び社外監査役と当社の各監査並びに内部統制部門との連携状況

社外取締役及び社外監査役はそれぞれ定時の取締役会・監査役会に出席し、各会議の中で内部監査・監査役監査・会計監査で確認された重要事項について情報共有がなされております。また、社外取締役及び社外監査役による監督並びに監査上必要な情報提供についても、当社の経営企画本部・総務人事部等を経由して適宜実施されております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、経営の執行状況に対する十分な牽制がなされることを目的に社外取締役（取締役12名中社外取締役7名）並びに社外監査役（監査役3名のうち社外監査役2名）を選任しています。社外取締役及び社外監査役は、当社の経営全般にわたり、豊富な経験と幅広い見識から適切な意見やアドバイスをさせていただく事により、当社経営のチェック機能を果たしております。

社外取締役、社外監査役は取締役会に出席しており、取締役会では必要に応じて内部監査の報告、監査役監査の報告、会計監査に関する報告がなされるほか、業務執行に関する重要事項が報告され、社外取締役、社外監査役と監査部、監査役、会計監査人との情報の共有、連携を図っています。

(3)【監査の状況】

イ 監査役監査の状況

当社の監査役3名は、1名が当社内の業務経験を有する常勤監査役、他の2名が当社とは特別の利害関係のない社外監査役です。

原則として監査役全員が取締役会へ出席し、重要な経営の意思決定について適宜意見を述べるほか、常勤監査役は、経営会議その他の重要な会議に出席するとともに社内の重要文書を閲覧し、また、各部門の部門長等から業務遂行状況を聴取しております。これらにより、監査役は、取締役の職務の執行の適法性、妥当性及び経営の透明性、健全性を監視しております。

監査役は、監査役会を月1回以上開催しており、2024年度は監査役会を16回開催しています(3名の監査役の出席率は、木原常勤監査役100.0%、中平社外監査役100.0%、西田社外監査役100.0%(12月17日辞任のため11回中11回の出席)、鮎川社外監査役100.0%(西田社外監査役辞任に伴い12月18日就任のため5回中5回の出席))。常勤監査役は経営会議にも出席するなど、適宜経営状況をチェックしております。監査役会の具体的な検討内容は、監査計画の策定、監査状況のレビュー、会計監査人の報告に基づく審査、サステナビリティへの取組みの推進状況、取締役会および重要な会議への出席、業務監査の実施を通じて取締役の職務の適正性の監査等であります。

当社社外監査役 中平雅之氏は第一交通産業(株)において取締役を務めております。同氏は(株)福岡銀行にて長きにわたり業務執行に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注) 責任限定契約

当社は、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できる環境を整えるとともに、有能な人材を招聘できるよう、社外取締役及び社外監査役との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合に当該責任限定を認める、同法第425条第1項各号の定める額を限度として責任を負担する旨を定めた契約(同法第427条第1項に規定する契約(いわゆる責任限定契約))を締結しています。

ロ 内部監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役直轄の監査部(部長以下2名)を設置し、子会社を含む当社グループ各部門に対して、年度監査計画に基づき業務監査を行っており、各部門における業務の適法性、妥当性等について監査しております。監査結果及び被監査部門による改善策、対応等については、必要に応じて取締役会に報告するとともに、定期的に代表取締役へ報告しており、内部監査の実効性を確保しております。また、監査に係る情報に関して、監査役への報告・情報交換等を行い、監査役会へ報告する仕組みを有しております。

財務報告に係る内部監査の一環として、会計監査人との連携、内部統制(J-SOX)の有効性の評価を実施しております。

ハ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

14年

(注) 上記は、当社が新規上場した際に提出した有価証券届出書における監査対象期間より前の期間については調査が著しく困難であったため、有価証券届出書における監査対象期間以降の期間について記載したものです。実際の継続監査期間は、この期間を超える可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

尾崎 更三 氏
前田 拓哉 氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他9名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価については、当社の事業内容に対応した効率的な監査業務を実施できる一定の規模と海外も含めたネットワークを保持すること、監査の実施体制が整備されていること、監査実績、監査日数、監査期間、監査費用が合理的かつ妥当であることなどにより総合的に判断いたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。評価は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、監査法人の職務遂行状況、監査体制、独立性、専門性などについて監査役及び監査役会が総合的に実施しております。

二 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
29	-	30	-

b. 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

該当事項はありません。

c. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

d. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

e. 監査報酬の決定方針

当社は、必要かつ十分な監査の実施を確保する観点から、代表取締役が監査役会の同意を得て会計監査人の監査報酬を定めることとしております。

f. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

1. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、企業価値の持続的な向上を図るとともに取締役に対して業績回復に対する意欲や士気を向上させ、株主との一層の価値共有を進めるため、2023年5月25日開催の取締役会において、取締役報酬規程の改正を行う決議をしております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役及び社外取締役並びに監査役及び社外監査役ごとの報酬総額の限度額を決定しています。

[当事業年度における役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針]

取締役（社外取締役を除きます）の報酬は、固定報酬である金銭及び非金銭報酬（ 1 ）としての譲渡制限付株式報酬に加えて、会社業績に連動した業績連動報酬（ 2 ）を採用しています。また、取締役の役位に応じ、それぞれの年俸基準額及び割合配分を以下の表のとおりとしています。

	固定報酬（金銭）	株式報酬（株式）	業績連動報酬割合
会長・社長（社外取締役を除く）	1,500万円	250万円	1.0
専務・常務	1,300万円	175万円	0.75
取締役（社外取締役を除く）	1,200万円	125万円	0.7

（ 1 ）2023年6月29日開催の第21期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入を承認いただいております。当該株主総会最終時点の対象取締役の員数は、4名です。毎年、総額100万円を限度として、役位別に決定した基準額の金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の現物出資により普通株式を割り当てます。なお、譲渡制限付株式報酬として割り当てる当社の普通株式は年6,250株以内とします。

（ 2 ）業績連動報酬は、指標を純利益とし、その0.7%に相当する額を上記表の割合で配分する。

社外取締役に関しては、2024年6月27日開催の第22期定時株主総会において新たに選任された社外取締役2名から報酬辞退の申し入れがあり、その申し入れを受け入れております。

監査役の報酬は、監査役職務と責任に応じた報酬額として、固定報酬のみとしています。

社外監査役に対しては、報酬を支給しておりません。

[報酬委員会への諮問]

当社は、社外取締役を委員長として、過半数を社外役員により構成する報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、取締役が受領する報酬の体系及び個人別報酬等に関して取締役会からの諮問を受けております。

当社取締役（社外取締役を除く）の報酬は、取締役報酬規程の定めにより固定報酬（金銭及び非金銭）と業績連動報酬から構成されており、業績連動報酬は指標を株主と利害を共有する観点から純利益とし、その0.7%に相当する額を同規程で定められた割合に従い配分算定されます。報酬委員会において支給額について公平・妥当とする案を策定し、報酬委員会委員長により取締役会へ答申が為されます。取締役会は、報酬委員会からの答申を受け、取締役報酬を決定しています。

2. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	69	46	19	-	4	6
監査役 (社外監査役を除く)	9	9	-	-	-	1
社外役員	24	24	-	-	-	5

(注) 1 上記の取締役の固定報酬及び業績連動報酬の合計額は、2002年12月16日開催の創立総会の決議に基づき年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給とは除きます）としています。当該創立総会最終時点の取締役の員数は、3名です。

2 監査役の報酬の合計額は、2002年12月16日開催の創立総会の決議に基づき年額40百万円以内としています。当該創立総会最終時点の監査役の員数は、1名です。

3 取締役の支給額には、2024年6月27日開催の第22期定時株主総会最終の時をもって退任した取締役2名の在任中の報酬等の額が含まれております。

4 取締役及び監査役全員について上記の役員報酬((注) 1～4に記載したものを含む。)以外の報酬はありません。

3. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

イ 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の保有が中長期的な企業価値の向上に資すると判断したものを純投資以外の目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的である投資株式と区分しています。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、協業先との安定的・長期的な取引関係の維持・強化等により、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当社協業先の信用力・安全性等を検証した上でその株式を取得・保有します。

取締役会は、政策保有株式について、そのリスクと取引関係の維持・強化等によって得られる利益等を総合的に勘案し、中長期的な観点から政策保有株式を保有することの合理性を検証します。また、政策保有株式において保有することの合理性が認められず継続して保有する必要がないと判断した株式については売却を進めます。

政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、当社と当該企業双方の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に与える影響を勘案した上で、当該企業との対話を踏まえて適切に判断いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	37
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

八 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は、次のとおりであります。

資産基準	0.2%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.3%
利益剰余金基準	1.6%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、顧問税理士等の助言並びに関連専門書等の購読による知識の習得等を継続的に実施しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,654	10,810
営業未収入金	2 2,296	2 2,177
商品	1	1
貯蔵品	621	688
前払費用	1,179	762
未収入金	2 868	2 1,297
デリバティブ債権	873	86
その他	910	503
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	15,406	16,326
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,029	1,056
減価償却累計額	384	451
建物(純額)	644	605
構築物	80	80
減価償却累計額	30	44
構築物(純額)	49	35
航空機材	2 7,701	2 7,733
減価償却累計額	3,361	3,737
航空機材(純額)	4,340	3,995
機械及び装置	303	280
減価償却累計額	227	229
機械及び装置(純額)	75	50
車両運搬具	111	112
減価償却累計額	108	107
車両運搬具(純額)	2	4
工具、器具及び備品	693	750
減価償却累計額	639	678
工具、器具及び備品(純額)	53	72
土地	237	237
リース資産	1,030	1,030
減価償却累計額	529	578
リース資産(純額)	500	451
有形固定資産合計	5,904	5,452
無形固定資産		
ソフトウェア	440	300
その他	26	450
無形固定資産合計	467	751

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	37	37
関係会社株式	9	9
出資金	0	0
長期前払費用	180	162
繰延税金資産	364	962
差入保証金	1,182	829
投資その他の資産合計	1,774	2,001
固定資産合計	8,147	8,205
資産合計	23,553	24,531
負債の部		
流動負債		
営業未払金	2,479	3,595
短期借入金	1,800	-
1年内返済予定の長期借入金	2,318,002	2,385,000
リース債務	46	45
未払金	1,144	1,218
未払費用	-	269
未払法人税等	43	413
未払消費税等	-	195
契約負債	461	546
その他	147	526
流動負債合計	6,925	7,662
固定負債		
長期借入金	2,326,006	2,375,000
リース債務	522	476
定期整備引当金	10,158	10,234
資産除去債務	60	61
その他	60	48
固定負債合計	13,407	12,575
負債合計	20,333	20,238
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,892	1,895
資本剰余金		
資本準備金	1,392	1,395
その他資本剰余金	3,913	3,913
資本剰余金合計	5,305	5,308
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,598	2,674
利益剰余金合計	4,598	2,674
自己株式	1	1
株主資本合計	2,598	4,528
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	607	248
評価・換算差額等合計	607	248
新株予約権	13	13
純資産合計	3,219	4,293
負債純資産合計	23,553	24,531

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収入		
航空事業収入	39,943	42,771
附帯事業収入	76	129
営業収入合計	1 40,019	1 42,900
事業費		
航空事業費	36,757	38,378
附帯事業費	8	4
事業費合計	36,766	38,383
営業総利益	3,253	4,517
販売費及び一般管理費	2 3,162	2 3,287
営業利益	90	1,230
営業外収益		
受取利息及び配当金	4	25
為替差益	941	711
貯蔵品売却収入	55	5
補助金収入	44	24
その他	10	33
営業外収益合計	1,056	799
営業外費用		
支払利息	47	46
固定資産除却損	6	0
支払手数料	32	27
貯蔵品売却損	-	21
その他	-	0
営業外費用合計	86	96
経常利益	1,060	1,933
特別利益		
補助金収入	1	0
固定資産受贈益	-	22
特別利益合計	1	22
税引前当期純利益	1,062	1,955
法人税、住民税及び事業税	13	342
法人税等調整額	136	310
法人税等合計	149	32
当期純利益	912	1,923

事業費明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
航空事業費					
1. 航行費					
給与手当等		2,328		2,587	
燃油費及び燃料税		10,850		11,060	
空港使用料		2,954		3,564	
教育訓練費		6		5	
その他		419		477	
計		16,559	45.1	17,696	46.1
2. 整備費					
給与手当等		962		1,099	
整備部品費		428		641	
整備外注費		3,342		3,584	
定期整備引当金繰入額		3,276		1,762	
その他		264		335	
計		8,274	22.5	7,423	19.3
3. 航空機材費					
航空機賃借料		6,232		6,670	
航空機減価償却費		390		381	
航空保険料		246		264	
航空機租税		123		156	
計		6,992	19.0	7,473	19.5
4. 運送費					
給与手当等		1,394		1,709	
外部委託費		1,873		2,072	
機内サービス費		170		212	
賃借料		705		730	
その他		787		1,060	
計		4,931	13.4	5,785	15.1
合計		36,757	100.0	38,378	100.0
附帯事業費		8	0.0	4	0.0
事業費計		36,766	100.0	38,383	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,892	1,392	3,913	5,305	5,510	5,510	1	1,686
当期変動額								
新株の発行								-
当期純利益					912	912		912
自己株式の取得							0	0
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）								-
当期変動額合計	-	-	-	-	912	912	0	912
当期末残高	1,892	1,392	3,913	5,305	4,598	4,598	1	2,598

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	60	60	13	1,759
当期変動額				
新株の発行				-
当期純利益				912
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	547	547	-	547
当期変動額合計	547	547	-	1,459
当期末残高	607	607	13	3,219

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,892	1,392	3,913	5,305	4,598	4,598	1	2,598
当期変動額								
新株の発行	3	3		3				6
当期純利益					1,923	1,923		1,923
自己株式の取得							0	0
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）								
当期変動額合計	3	3	-	3	1,923	1,923	0	1,929
当期末残高	1,895	1,395	3,913	5,308	2,674	2,674	1	4,528

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	607	607	13	3,219
当期変動額				
新株の発行				6
当期純利益				1,923
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	855	855		855
当期変動額合計	855	855	-	1,073
当期末残高	248	248	13	4,293

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,062	1,955
減価償却費	787	753
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	0
定期整備引当金の増減額(は減少)	1,384	75
受取利息及び受取配当金	4	25
支払利息	47	46
為替差損益(は益)	248	53
補助金収入	46	24
固定資産除却損	6	0
売上債権の増減額(は増加)	377	118
棚卸資産の増減額(は増加)	41	66
前払費用の増減額(は増加)	282	417
未収入金の増減額(は増加)	858	284
未収消費税等の増減額(は増加)	458	458
仕入債務の増減額(は減少)	348	1,115
未払金の増減額(は減少)	309	50
未払消費税等の増減額(は減少)	225	195
契約負債の増減額(は減少)	169	85
その他	382	393
小計	700	5,221
利息及び配当金の受取額	4	25
利息の支払額	47	47
補助金の受取額	36	30
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	165	42
営業活動によるキャッシュ・フロー	529	5,272
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	426	620
定期預金の払戻による収入	426	620
有形固定資産の取得による支出	120	116
無形固定資産の取得による支出	235	322
差入保証金の差入による支出	94	31
差入保証金の返還による収入	181	42
投資活動によるキャッシュ・フロー	267	427
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	800	800
長期借入れによる収入	2,900	-
長期借入金の返済による支出	1,436	1,802
リース債務の返済による支出	95	46
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,168	2,648
現金及び現金同等物に係る換算差額	34	34
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,463	2,161
現金及び現金同等物の期首残高	5,388	7,852
現金及び現金同等物の期末残高	1 7,852	1 10,013

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及びその他有価証券(市場価格のないもの)

移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 貯蔵品

航空機部品 総平均法による原価法

その他の貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く。)及び航空機材は定額法、それ以外については定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっており
ます。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～23年

航空機材 8年～23年

機械及び装置 5年～17年

工具、器具及び備品 3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいており
ます。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残価保証の取決めがある場合は残価保証額)とする定額
法を採用しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理して
おります。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計算した額を、貸倒懸念債権および破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 定期整備引当金

航空機材の主要な定期整備費用の支出に備えるため、当事業年度末までに負担すべき将来の整備費用見積額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、国内線および国際線に関する旅客・貨物の輸送業務およびそれらに附随する附帯事業を営んでおります。

これらの事業から生じる収益は主としては顧客との契約に従い計上しており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、顧客との対価の中に、取引価格に含まれていないものはありません。

航空運送事業

航空運送事業においては、国内線の航空機による「定期旅客運送」、「不定期旅客運送」、「貨物運送」および国際線の航空機による「定期旅客運送」、「不定期旅客運送」に関連するサービス等を提供しており、主な収益を下記の履行義務の充足時に認識しております。

収益計上金額については、顧客への役務提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から旅行代理店への対価の支払額を控除した純額で収益を認識しております。

定期旅客運送収入・不定期旅客運送収入

主に航空機による旅客輸送サービスから得られる収入であり、当社は運送約款等に基づき、顧客に対して国内線および国際線の航空輸送サービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は旅客の航空輸送役務の完了をもって充足されます。また、定期旅客輸送サービスの対価は、通常、履行義務の充足後に受領し、不定期旅客輸送サービスの対価は、通常、履行義務の充足前に受領しております。

なお、当社は会員顧客向けのマイレージプログラム「STAR LINK」を運営しており、定期旅客運送サービス等の利用に応じて付与するマイレージは、将来当社および提携他社によるサービスを受けるために利用することができます。付与したマイレージ分を履行義務として認識し、契約負債に計上しております。取引価格は契約に含まれる履行義務ごとの独立販売価格の比率に基づいて配分され、マイルの独立販売価格はサービスの利用割合や失効見込み分を考慮して見積もっております。マイレージプログラムの履行義務に配分された取引価格は貸借対照表の「契約負債」として繰延べ、マイレージの利用に伴い収益を認識しております。

貨物運送収入

航空貨物の輸送業務により得られる収入であり、当社は国内線に係る貨物の輸送サービスを行う義務を負っております。当該履行義務は貨物の輸送役務の完了をもって充足されます。また、取引の対価は、通常、履行義務の充足後に受領しております。

附帯事業収入

附帯事業においては、空港ハンドリング業務の受託、広告宣伝業務、商品販売業務、施設貸出業務などのサービスから得られる収入であり、当該履行義務はサービスの完了をもって充足されます。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は、以下のとおりであります。

ヘッジ手段...デリバティブ取引（商品スワップ、為替予約、通貨オプション、クーポンスワップ）

ヘッジ対象...商品（航空機燃料）、外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

商品（航空機燃料）及び為替の市場相場変動に対するリスク回避を目的として利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。

9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(重要な会計上の見積り)

定期整備引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
定期整備引当金	10,158百万円	10,234百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

航空機材の主要な定期整備の支出に備えるため、当事業年度末までに負担すべき将来の整備費用見積額を定期整備引当金として計上しております。

当社は、当事業年度末までの定期整備費用実績額を基礎として、個々の航空機材の整備計画から調達方法（購入またはリース）、リース会社との契約や当該機材の使用状況なども織り込み、将来の整備費用を見積り、定期整備引当金を計上しております。

上記の見積りにおいて、過去の実績額を基礎とした将来の整備費用の水準、及び今後の整備計画を主要な仮定として織り込んでいます。

整備計画は長期にわたることに加え、個々の航空機材の使用状況等により定期整備実施時に必要となる整備費用が変動する場合があります。定期整備引当金の残高に対して過不足が生じる可能性があります。

収益認識

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
契約負債	461百万円	546百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は会員顧客向けのマイレージプログラム「STAR LINK」を運営しており、旅客輸送サービス等の利用に応じて付与するマイレージは、将来当社によるサービスを受けるために利用することができます。

付与したマイレージの内、将来顧客が行使することが見込まれる分を履行義務として認識し、顧客がマイレージの利用に際して選択するサービスの構成割合を考慮して独立販売価格を見積り、取引価格はこれらの履行義務に対して独立販売価格の比率に基づいて配分しております。マイレージプログラムの履行義務に配分された取引価格は契約負債として認識し、マイレージの利用に従い収益計上しております。

当該見積りの内容は不確実性が高く、選択するサービスの構成割合が大きく変化した場合は、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産	364百万円	962百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲で繰延税金資産を認識しており、その回収可能性については、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」

(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社分類、将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて判断しております。

当該見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な要素である売上高や利益の予測は、今後の市場動向や原油価格、為替相場の変動等の影響を受け、また、不確実性を伴うことから、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を及ぼします。

将来の不確実な経済状況及び当社の経営状況の変化により、当該見積りに重要な影響が生じた場合には、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。
また、資金調達の機動性および安定性の確保を図るため、取引金融機関8社とコミットメントライン契約を締結しております。
これらの契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高等は、次のとおりであります。

		前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額	(百万円)	1,800	1,000
貸出コミットメントの総額	(百万円)	2,000	2,000
借入実行残高	(百万円)	800	-
差引額	(百万円)	3,000	3,000

上記のコミットメントライン契約には、次の財務制限条項が付されており、下記条項のいずれかに抵触した場合には、借入先からの請求により、一括返済することになっております。

前事業年度(2024年3月31日)

2024年3月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2,000百万円以上に維持すること。

2024年3月期末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

2024年3月期末日における単体の貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額を、13,000百万円以上としないこと。

当事業年度(2025年3月31日)

2025年3月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2,000百万円以上に維持すること。

2025年3月期末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

2025年3月期末日における単体の貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額を、13,000百万円以上としないこと。

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

		前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
航空機材	(百万円)	3,911	3,655

また、営業未収入金および未収入金合計のうち600百万円は、当座貸越契約の担保として譲渡担保が設定されております。

担保付債務は、次のとおりであります。

		前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	(百万円)	281	250
長期借入金	(百万円)	312	62
計	(百万円)	593	312

3 シンジケートローン契約

当社は、航空機材の購入資金の一部に充当するため、航空機材を担保として、取引銀行2行とシンジケートローン契約を締結しております。

上記のシンジケートローン契約には、次の財務制限条項が付されており、下記条項のいずれかに抵触した場合には、借入先からの請求により、一括支払することになっております。

前事業年度（2024年3月31日）

2023年3月期以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2,000百万円以上に維持すること。

2023年3月期以降の各事業年度末日における単体の事業年度の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

当事業年度（2025年3月31日）

2023年3月期以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2,000百万円以上に維持すること。

2023年3月期以降の各事業年度末日における単体の事業年度の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「第5 経理の状況 2.財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (収益認識関係) (1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給料手当等	510百万円	627百万円
広告宣伝費	89	106
販売促進費	65	43
販売手数料	776	774
賃借料	455	524
業務委託費	319	250
報酬手数料	96	81
貸倒引当金繰入額	0	0
減価償却費	220	191
おおよその割合		
販売費	58.4%	57.4%
一般管理費	41.6%	42.6%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,508,840	-	-	3,508,840
A種種類株式(株)	5,500	-	-	5,500
B種種類株式(株)	2,500	-	-	2,500

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	358	41	-	399

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (百万円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	第4回新株予約権	普通株式	869,700	-	-	869,700	13
合計			869,700	-	-	869,700	13

4. 配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,508,840	91,550	-	3,600,390
A種種類株式（株）	5,500	-	-	5,500
B種種類株式（株）	2,500	-	185	2,315

（注）普通株式の増加は、B種種類株主からの普通株式対価取得請求に応じ新規に交付した89,175株および取締役4名に対し付与した譲渡制限付株式報酬2,375株によるものです。

B種種類株式の減少は、B種種類株主からの普通株式対価取得請求に応じ当社が取得した185株を消却したものです。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	399	44	-	443

（注）自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業 年度末残高 （百万円）
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	第4回新株予約権	普通株式	869,700	-	-	869,700	13
合計			869,700	-	-	869,700	13

4. 配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金	8,654百万円	10,810百万円
預入期間3ヶ月超の定期預金	802	797
現金及び現金同等物	7,852百万円	10,013百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

- ・有形固定資産

本社建物、SFJトレーニングセンター建物等であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	5,807百万円	5,329百万円
1年超	14,264百万円	14,825百万円
合計	20,071百万円	20,155百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、事業計画等に照らして、自己資本、銀行からの借入れまたはファイナンス・リース取引により調達しております。

資金運用については、安全性の高い短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は、「市場リスク管理に関する規程」に沿って、実需の範囲内で行うこととしており、投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業未収入金及び未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に、航空機リース契約等の賃貸借契約に伴う外貨建債権であり、取引先の信用リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金及び未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。営業未払金及び未払金の一部には、航空機リース料等に係る外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金、運転資金及び設備資金の調達を目的としたものであり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的としたもの、ならびに原油価格の変動リスクに対するヘッジを目的としたものであります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「重要な会計方針 8. ヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、「販売管理規程」に従い、営業債権について財務経理部がモニタリングを行っております。取引相手ごとに期日及び残高を管理し、回収懸念リスクの早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付けの高い取引実績の豊富な金融機関または商社とのみ取引を行っております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務等について、契約による外貨支払い予定に基づき、月別・通貨別に把握しております。その為替の変動リスクに対して、為替予約取引等のデリバティブ取引を利用してヘッジしております。また、原油価格の変動リスクに対して、燃料スワップ取引を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引については、取引権限等を定めた市場リスク管理に関する規程に基づき、取締役会で基本方針を決定し、これに従い財務経理部が取引を行い、取引先と残高照合等を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであり、「営業未収入金」「未収入金」「営業未払金」「未払金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
資産			
差入保証金(1)	1,383	1,220	162
資産計	1,383	1,220	162
負債			
(1) 長期借入金(2)	4,408	4,368	39
(2) リース債務(2)	569	684	114
負債計	4,977	5,052	75
デリバティブ取引(3) ヘッジ会計が適用されているもの	873	873	-

- (1) 1年内返還予定の差入保証金を含めております。
(2) 1年内返済予定の長期借入金またはリース債務を含めております。
(3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、()で表示しております。

当事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
資産			
差入保証金(1)	1,156	1,042	113
資産計	1,156	1,042	113
負債			
(1) 長期借入金(2)	2,606	2,519	86
(2) リース債務(2)	522	569	46
負債計	3,128	3,088	39
デリバティブ取引(3) ヘッジ会計が適用されているもの	(269)	(269)	-

- (1) 1年内返還予定の差入保証金を含めております。
(2) 1年内返済予定の長期借入金またはリース債務を含めております。
(3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、()で表示しております。

(注) 1 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,654	-	-	-
営業未収入金	2,296	-	-	-
未収入金	868	-	-	-
差入保証金	201	904	90	186
合計	12,020	904	90	186

当事業年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,810	-	-	-
営業未収入金	2,177	-	-	-
未収入金	1,297	-	-	-
差入保証金	326	563	89	176
合計	14,612	563	89	176

(注) 2 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額
前事業年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
長期借入金	1,802	2,355	250	-
リース債務	46	181	153	187
合計	1,848	2,536	404	187

当事業年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
長期借入金	850	1,693	61	-
リース債務	45	176	123	177
合計	896	1,869	185	177

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性の重要性に応じて、以下の3つのレベルに分解しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関係	-	708	-	708
商品関連	-	164	-	164
デリバティブ取引計	-	873	-	873

当事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関係	-	(3)	-	(3)
商品関連	-	(266)	-	(266)
デリバティブ取引計	-	(269)	-	(269)

(注) 正味の債務となる項目は()で表示しております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	1,220	-	1,220
資産計	-	1,220	-	1,220
長期借入金	-	-	4,368	4,368
リース債務	-	-	684	684
負債計	-	-	5,052	5,052

当事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	1,042	-	1,042
資産計	-	1,042	-	1,042
長期借入金	-	-	2,519	2,519
リース債務	-	-	569	569
負債計	-	-	3,088	3,088

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金（航空機デポジット、償還期間の不明なものを含む）

これらは、一定の期間ごとに分類し、合理的と考えられる割引率を用いて時価を算出し、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
その他有価証券	37
子会社株式	9

当事業年度(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
その他有価証券	37
子会社株式	9

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万 円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建(米ドル)	外貨建予定取引	10,472	601	708
合計			10,472	601	708

(2) 商品関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万 円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	商品価格スワップ取引 受取変動支払固定	航空機燃料	3,337	133	164
合計			3,337	133	164

当事業年度（2025年3月31日）
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万 円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建(米ドル)	外貨建予定取引	16,035	2,485	3
合計			16,035	2,485	3

(2) 商品関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万 円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	商品価格スワップ取引 受取変動支払固定	航空機燃料	8,148	1,620	266
合計			8,148	1,620	266

(退職給付関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定拠出年金制度を採用しております。
2. 退職給付費用に関する事項
確定拠出年金への掛金支払額は73百万円であります。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定拠出年金制度を採用しております。
2. 退職給付費用に関する事項
確定拠出年金への掛金支払額は81百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年 3月31日)
繰延税金資産		
定期整備引当金	3,089百万円	3,192百万円
繰延資産	9	13
未払航空機燃料税	34	33
繰延ヘッジ損益	-	110
資産除去債務	18	19
未払費用	2	97
契約負債	140	171
税務上の繰越欠損金 (注 2)	3,527	3,224
その他	48	74
繰延税金資産小計	6,869	6,935
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注 2)	3,207	2,869
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 (注 1)	3,025	3,070
繰延税金資産合計	636	995
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	265百万円	26百万円
資産除去債務に対応する除去費用	6	5
繰延税金負債合計	271	32
繰延税金資産 (負債) の純額	364	962

(注 1) 評価性引当額の変動の主な要因は、定期整備引当金の変動によるものであります。

(注 2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2024年 3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万 円)	2年超 3年以内 (百万 円)	3年超 4年以内 (百万 円)	4年超 5年以内 (百万 円)	5年超 (百万 円)	合計
税務上の繰越 欠損金 (1)	-	-	-	-	-	3,527	3,527
評価性引当額	-	-	-	-	-	3,207	3,207
繰延税金資産	-	-	-	-	-	319	319

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金3,527百万円 (法定実効税率を乗じた金額) について、繰延税金資産319百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万 円)	2年超 3年以内 (百万 円)	3年超 4年以内 (百万 円)	4年超 5年以内 (百万 円)	5年超 (百万 円)	合計
税務上の繰越 欠損金（1）	-	-	-	-	-	3,224	3,224
評価性引当額	-	-	-	-	-	2,869	2,869
繰延税金資産	-	-	-	-	-	355	355

- （1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- （2）税務上の繰越欠損金3,224百万円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産355百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0	0.2
住民税均等割	1.3	0.7
評価性引当額の増減	17.0	26.8
特別税額控除	-	2.9
その他	0.7	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.1	1.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.4%から31.3%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

売上収益とセグメント収益の関連

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	事業セグメント
	航空運送事業
定期旅客運送収入	39,430
貨物運送収入	161
不定期旅客運送収入	350
附帯事業収入	76
顧客との契約から生じる収益	40,019

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	事業セグメント
	航空運送事業
定期旅客運送収入	42,425
貨物運送収入	162
不定期旅客運送収入	183
附帯事業収入	129
顧客との契約から生じる収益	42,900

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「第5 経理の状況 2.財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(重要な会計方針) 7.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,919	2,296
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2,296	2,177
契約負債(期首残高)	291	461
契約負債(期末残高)	461	546

契約負債は、マイレージの未行使分に関連するものです。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、280百万円(前事業年度は108百万円)であります。過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、航空運送事業を主な事業とする単一業種の事業活動を営んでおります。また、経営資源の配分の決定や業績評価は、当社全体で行っております。したがって、事業セグメントは単一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦における売上高及び有形固定資産の金額が、それぞれ損益計算書の売上高及び貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(百万円)	関連するセグメント名
全日本空輸株式会社	14,760	航空運送事業

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦における売上高及び有形固定資産の金額が、それぞれ損益計算書の売上高及び貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(百万円)	関連するセグメント名
全日本空輸株式会社	16,124	航空運送事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を所有している会社	全日本空輸株式会社	東京都港区	25,000	航空運送事業	-	営業上の取引	コードシェアによる共同運航	14,759	営業未収入金	15
							航空機燃料の購入	9,843	営業未払金	870
							予約システム使用料	302	前払費用	27
							空港ハンドリング業務の委託	1,442	営業未払金	164
							整備業務の委託	143	営業未払金	22
							出向者の受入	148	未払金	20
							航空券精算	326	営業未収入金 未収入金 (注2)	1,718 231

(注) 1 取引条件および取引条件の決定方針については、業界価格等に鑑み、その都度価格交渉のうえ決定しております。また、特に重要な取引に関する条件等については、取締役会において十分に審議したうえで、妥当性を備えた意思決定を行っております。

2 全日本空輸株式会社に当社の旅客収入等の精算を委託しており、これに係る営業未収入金および未収入金であります。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を所有している会社	全日本空輸株式会社	東京都港区	25,000	航空運送事業	-	営業上の取引	コードシェアによる共同運航	16,124	営業未収入金 預り金 (注2)	14 35
							航空機燃料の購入	9,902	営業未払金	906
							予約システム使用料	302	前払費用	26
							空港ハンドリング業務の委託	1,666	営業未払金	188
							整備業務の委託	165	営業未払金	12
							出向者の受入	148	未払金	20
							航空券精算	368	営業未収入金 未収入金 (注3)	1,733 214

- (注) 1 取引条件および取引条件の決定方針については、業界価格等に鑑み、その都度価格交渉のうえ決定しております。また、特に重要な取引に関する条件等については、取締役会において十分に審議したうえで、妥当性を備えた意思決定を行っております。
- 2 コードシェアによる座席販売については、取引金額確定前に概算精算を行っているため、精算差額として預り金が計上されております。
- 3 全日本空輸株式会社に当社の旅客収入等の精算を委託しており、これに係る営業未収入金および未収入金であります。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
1株当たり純資産額	1,632.96円	1,337.19円
1株当たり当期純利益金額	260.10円	536.66円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	243.38円	508.51円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年 3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	3,219	4,293
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	8,948	9,107
(うち種類株式の払込金額) (百万円)	8,000	7,815
(うち累積未払優先配当額) (百万円)	935	1,279
(うち新株予約権) (百万円)	13	13
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	5,729	4,813
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	3,508,441	3,599,947

項目	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益 (百万円)	912	1,923
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	912	1,923
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,508,453	3,584,326
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (株)	240,918	198,419
(うち新株予約権) (株)	240,918	198,419

(重要な後発事象)

(新株予約権の権利行使による新株式の発行)

当社が2021年3月9日付で発行を行った新株予約権の一部について権利行使があり、2025年4月25日付で新株の発行を行っております。

(1) 行使された新株予約権の個数	1,800個
(2) 発行株式の種類及び株式数	普通株式 180,000株
(3) 資本金増加額	179百万円
(4) 資本準備金増加額	179百万円

(剰余金の処分)

当社は、2025年5月7日開催の取締役会及び2025年6月27日開催の第23期定時株主総会に「剰余金処分の件」を決議致しました。

1. 剰余金の処分の目的

財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性および機動性を確保することを目的として会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損を填補するものであります。

2. 剰余金の処分の内容

以下のとおり、その他資本剰余金のうち欠損填補に必要な金額を減少し、繰越利益剰余金に振り替えることで欠損填補に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目とその額	
その他資本剰余金	2,674,456,229 円
(2) 増加する剰余金の項目とその額	
繰越利益剰余金	2,674,456,229 円

以上の結果、その他資本剰余金は1,239,006,438円、その他利益剰余金（繰越利益剰余金）は0円となります。

3. 日程

- (1) 取締役会決議 2025年5月7日
- (2) 定時株主総会決議 2025年6月27日
- (3) 効力発生日 2025年6月27日

4. 今後の見通し

本件は純資産の部における勘定科目間の振り替え処理であり、純資産合計額に変動はなく、業績に与える影響はございません。また、発行済株式総数に変更はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	1,029	27	-	1,056	451	66	605
構築物	80	-	-	80	44	14	35
航空機材	7,701	36	5	7,733	3,737	381	3,995
機械及び装置	303	-	22	280	229	25	50
車両運搬具	111	7	5	112	107	4	4
工具、器具及び備品	693	66	9	750	678	48	72
土地	237	-	-	237	-	-	237
リース資産	1,030	-	-	1,030	578	49	451
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-	-
有形固定資産計	11,186	137	43	11,281	5,828	590	5,452
無形固定資産							
商標権	16	-	-	16	16	-	-
ソフトウェア	2,362	23	-	2,385	2,085	163	300
その他	54	424	0	478	27	-	450
無形固定資産計	2,433	447	0	2,880	2,129	163	751
長期前払費用	239	-	-	239	59	17	180 (17)

(注) 1 当期増加額の主な内容は次のとおりであります。

その他 システム刷新にかかる前払 424 百万円

2 長期前払費用の差引当期末残高欄の()内の金額は内数で、1年以内償却予定の長期前払費用であり、貸借対照表では「前払費用」に含めて表示しております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	800	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,802	850	0.4	-
1年以内に返済予定のリース債務	46	45	3.3	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,606	1,755	0.4	2026年～2030年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	522	476	3.8	2026年～2051年
合計	5,777	3,128	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 変動利率のものについては、当事業年度末の利率を利用しております。

3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	613	526	364	189
リース債務	45	47	41	40

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	0	-	-	0	0
定期整備引当金	10,158	1,762	1,686	-	10,234

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	37
預金	
当座預金	0
普通預金	9,971
別段預金	4
定期預金	797
計	10,772
合計	10,810

ロ 営業未収入金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
全日本空輸(株)	1,748
(株)JTBBiznesトランスフォーム	104
(株)日産クリエイティブサービス	51
NECビジネスインテリジェンス(株)	48
(株)日本旅行	25
その他	198
合計	2,177

営業未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
2,296	46,674	46,793	2,177	95.6	17

八 商品

区分	金額（百万円）
当社オリジナルグッズ	1
合計	1

二 貯蔵品

区分	金額（百万円）
整備消耗部品	628
機内消耗品	19
シミュレーター保守予備部品	18
販売促進物	8
機内残燃料	7
機内サービス品	3
切手・印紙類	1
通信機器予備品	0
合計	688

ホ 未収入金

相手先	金額（百万円）
DAE 5512 Ireland Limited	733
全日本空輸（株）	415
MRO Japan（株）	43
国土交通省	35
関西エアポート(株)	35
その他	34
合計	1,297

へ 前払費用

相手先	金額（百万円）
Lufthansa Technik AG	183
東京海上日動火災保険（株）	139
ANAホールディングス（株）	62
SMBC Aviation Capital Hong Kong 3 Limited	52
Avolon Aerospace (Hong Kong) Limited	40
その他	283
合計	762

固定資産
差入保証金

区分	金額(百万円)
航空機材リース保証金	783
事務所敷金	22
その他	23
合計	829

流動負債

イ 営業未払金

相手先	金額(百万円)
全日本空輸(株)	1,115
国土交通省	516
DAE 5512 Ireland Limited	502
Engine Lease Finance Corporation	384
MRO Japan(株)	308
その他	767
合計	3,595

ロ 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(百万円)
(株)北九州銀行	248
(株)商工組合中央金庫	128
(株)日本政策投資銀行	125
(株)伊予銀行	100
(株)佐賀銀行	66
その他	182
合計	850

ハ 1年内返済予定のリース債務

相手先	金額(百万円)
空港施設(株)	22
北九州エアターミナル(株)	19
みずほリース(株)	3
合計	45

ニ 未払金

相手先	金額(百万円)
三井住友カード(株)	245
(株)クレディセゾン	106
九州カード(株)	76
Lufthansa Technik AG	66
IBS Software Japan Co., Ltd.	64
その他	659
合計	1,218

固定負債

イ 長期借入金

相手先	金額(百万円)
(株)北九州銀行	820
(株)商工組合中央金庫	268
(株)伊予銀行	264
(株)りそな銀行	180
(株)西日本シティ銀行	106
その他	115
合計	1,755

ロ リース債務

相手先	金額(百万円)
北九州エアターミナル(株)	283
空港施設(株)	177
みずほリース(株)	15
合計	476

(3)【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
売上高 (百万円)	20,873	42,900
税引前中間(当期)純利益金額 (百万円)	663	1,955
中間(当期)純利益金額 (百万円)	664	1,923
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	186.29	536.66

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
定時株主総会の議決権の基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載いたします。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.starflyer.jp/starflyer/koukoku.html
株主に対する特典	当社は、毎年3月31日および9月30日現在の株主に対し、所有株数に応じて当社の営業する国内定期航空路線の優待割引券を交付しております。
外国人等の株主名簿への記載の制限	航空法第120条の2第1項の規定に基づき、当社定款には以下の規定があります。 定款第8条(外国人等の株主名簿への記載または記録の制限) 当社は、次の各号のいずれかに掲げる者からその氏名または名称および住所を株主名簿に記載または記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる者の有する議決権の総数が当社の議決権の三分の一以上を占めることとなるときは、その氏名または名称および住所を株主名簿に記載または記録することを拒むものとする。 1. 日本の国籍を有しないもの 2. 外国または外国の公共団体もしくはこれに準ずるもの 3. 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第22期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月28日福岡財務支局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月28日福岡財務支局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第23期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年10月31日福岡財務支局長に提出。

(4) 臨時報告書

2024年6月28日福岡財務支局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月27日

株式会社スターフライヤー

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾崎 更三
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前田 拓哉
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スターフライヤーの2024年4月1日から2025年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スターフライヤーの2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社スターフライヤーの当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産962百万円が計上されている。また、(税効果会計関係)注記に記載されているとおり、繰延税金負債相殺前の繰延税金資産の金額は995百万円である。なお、当該繰延税金資産には、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産355百万円が含まれている。</p> <p>繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識する。将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうか、すなわち繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社分類の妥当性や収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りに依存する。特に将来の一時差異等加減算前課税所得は、将来の事業計画を基礎として見積もられるが、その事業計画には、市場環境、原油価格や為替相場の見通しなどの重要な仮定を含んでおり、経営者の重要な判断が当該見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 事業計画の策定を含む、将来の課税所得の見積りに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 会社分類についての検討 会社が実施した「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく会社分類の判断について、過去の課税所得及び税務上の欠損金の推移等に基づき、その妥当性を検討した。</p> <p>(3) 将来の課税所得の見積額の合理性の検討 繰延税金資産の回収可能性に関する判断において重要となる課税所得の見積りに関して採用された重要な仮定の適切性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運航便数、搭乗率及び販売価格に関する仮定について、その実現可能性を経営者に質問するとともに、過去の実績や外部機関が公表している航空需要の予測と比較したうえで、その適切性を評価した。 ・ 原油価格や為替相場の見通しについて、過去の実績や利用可能な市場予測等の外部データと比較したうえで、その適切性を評価した。 ・ 将来減算一時差異等の解消予定時期のスケジューリングや将来課税所得の計算に含まれる申告調整項目の正確性について、過年度及び当事業年度の課税所得計算結果と照らして検討した。

定期整備引当金の計上の前提となる航空機材の主要な定期整備費用の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社スターフライヤーの当事業年度の貸借対照表において、定期整備引当金が10,234百万円計上されており、この金額は、負債純資産合計の41.7%を占めている。</p> <p>注記事項（重要な会計方針）「6. 引当金の計上基準（2）定期整備引当金」に記載のとおり、航空機材の主要な定期整備費用の支出に備えるため、当事業年度末までに負担すべき将来の整備費用見積額が定期整備引当金として計上されている。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、整備費用見積額は、当事業年度末までの定期整備費用の実績額を基礎として、個々の航空機材の将来の整備計画に基づいて見積られるが、将来の整備計画は、航空機材の調達方法（購入又はリース）、リース会社との契約内容、当該機材の使用状況等によって異なることから、整備費用の見積りに当たっては複数の要素を考慮する必要がある。</p> <p>上記の見積りにおいては、過去の実績額を基礎とした将来の整備費用の水準、及び今後の整備計画を基礎としているが、整備計画が長期にわたること、及び航空機材の使用状況等により定期整備実施時に必要となる整備費用が変動することから、会計上の見積りとして一定の不確実性を伴う。</p> <p>このため、定期整備引当金の計上の前提となる航空機材の主要な定期整備費用の見積りに当たって、経営者の判断が重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、定期整備引当金の計上の前提となる航空機材の主要な定期整備費用の見積りの合理性が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、定期整備引当金の計上の前提となる航空機材の主要な定期整備費用の見積りの合理性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>将来の整備に関する仮定の設定を含む、整備費用の見積りに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、整備の実行状況及び今後の整備の実行予定に関する情報を管理するための統制に、特に焦点を当てた。</p> <p>(2) 定期整備費用の見積りの合理性の評価</p> <p>定期整備費用の見積りの合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期整備引当金の計算資料を閲覧し、法令や契約によって要求される整備が、航空機材の調達方法、リース会社との契約の内容、航空機材の使用状況等の整備費用見積額に重要な影響を及ぼす要素を加味したうえで、定期整備引当金の計上額に適切に反映されているかどうかを検討した。 整備費用見積額の基礎となる当事業年度末までの定期整備の実績額について、請求書と照合し、経営者が見積りを行ううえで参照している過去実績データの正確性を検討した。 当事業年度末までに実施された定期整備に関する定期整備引当金の計上額と整備費用の実績額を比較し、その差異の内容を検討し、差異の要因となった事項を将来の見積りに反映することの要否に関する経営者の判断の妥当性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社スターフライヤーの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社スターフライヤーが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。